

地方公共団体における
総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
平成 20 年度報告書
(市町村における総合的な危機管理体制の整備)

平成 21 年 3 月

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会

はじめに

地方公共団体をめぐって発生するさまざまな危機の内容は、急速に変化してきた。様々な事案が発生し、自然災害や感染症、それにテロリズムの脅威など、住民の身の回りの安心・安全を脅かす事件・事故の発生が絶えない。こうした危機状況の頻発に対して、地方公共団体の危機管理対策に関する住民の関心はいちじるしく増加する傾向がみられる。地方公共団体は、住民の安心・安全を守るという基本的かつ根源的な責務を果たすために、あらゆる危機に対応し得る総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが求められている。

このような状況を念頭に、平成18年9月、総務省消防庁は地方公共団体における総合的な危機管理体制の充実・強化を図るため、「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」を立ち上げた。以来平成19年度までに11回の会議を開催し、地方公共団体における危機への対応の実態や総合的な危機管理体制の充実・強化に関する先行的な取組内容等について調査と検討を行った。それら調査・検討の結果、平成18年度には中間報告書を発表して議論・検討の方向性について基本的な考え方を示し、平成19年度には都道府県における総合的な危機管理体制の整備についての報告書を発表した。

これを受け、平成20年度は全5回の会議を開催し、市町村において危機に的確に対応するために必要とされる役割や実施すべき事項に関して、総合的な観点から危機管理体制の整備方策について調査・検討を行った。本報告書はこうした調査・検討の結果を取りまとめたものである。

本検討会における議論や本報告書が、地方公共団体における総合的な危機管理体制整備の進捗の一助となり、住民がより一層安心して暮らすことができる指針の一つになることを願う。

平成21年3月

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
座長 中 邨 章

本報告書の特徴

1 市町村危機管理体制の特徴

本報告書をまとめるにあたっては、市町村の危機管理を検討する上で、様々な面で都道府県と異なる観点が必要との認識で調査検討を行った。まず、市町村には危機発生時に、より直接住民に関わる役割が求められていること、また、危機に対応するための危機管理担当部署を設置することが望ましいものの、規模により柔軟な組織を整備した上で、平時より首長以下全庁的に危機に備えることが重要であること、関係機関との連携のもと対応に当たることが重要であること、そして、消防機関という実動部門を有していることなどを念頭に議論を行った。

2 全団体共通のガイドライン

市町村は大小様々な規模の団体があり、規模により事情が異なると考えられるが、本報告書は、危機管理における共通の方針となるべき事項についてとりまとめ、どのような規模の団体においても利用できるガイドラインとなるように検討を行った。

3 危機発生時及び平時からの行動指針

本報告書は、危機が発生した時に市町村が果たすべき役割を明らかにしたうえで、具体的に必要となる行動を項目立てて明示した。また、危機発生時に円滑な対応を可能とするために、平時から実施すべき事項を整理した。

危機発生時に実施すべき項目については、実際に必要となった際にガイドラインとして使用できるよう、その概要を危機対応チェックポイントとしてまとめた。

市町村の危機対応チェックポイント

危機発生後概ね 24 時間程度の間に市町村が実施すべき事項

1 情報の収集と整理

- 住民の安全に関わる情報を収集したか → P. 4
- 関係機関からの情報を収集したか → P. 4
- 自治会等と協力して情報を収集したか → P. 4
- テレビ等公共放送から情報を収集したか → P. 4
- 情報を整理する体制を確立したか → P. 5
- 情報の整理による状況の確認をしたか → P. 5
- 危機対応の見通しを立てたか → P. 5

2 危機対応体制の確立

- 緊急参集を実施したか → P. 5
- 対策本部を設置できる安全な場所を確保したか → P. 5
- 現地対策本部の設置についての判断材料は収集したか → P. 6

3 避難誘導

- 避難勧告等の発令についての判断材料は収集したか → P. 6
- 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達をしたか → P. 6
- 住民の避難誘導の手段・役割分担を整理したか → P. 6
- 災害時要援護者の避難支援についての配慮事項を確認したか → P. 6
- 職員等による住民の避難誘導を実施したか → P. 6
- 孤立集落の有無についての確認をしたか → P. 7
- 警戒区域を設置する必要のある危険な地域を把握したか → P. 9

4 避難所の設置・運営

- 避難所の開設（解錠）の手配をしたか → P. 7
- 避難所の安全を確認したか → P. 7
- 指定避難所以外の避難所を把握したか → P. 7
- 水・食料・毛布の調達先を確保したか → P. 8
- 避難所に増設するトイレを手配したか → P. 7
- 避難所の電源について確認・手配したか → P. 7
- 救援物資を受け入れる体制（場所・人員）を確立したか → P. 7
- 救援物資の避難所への配送手段を手配したか → P. 7
- 避難所における住民への情報提供手段を構築したか → P. 8
- 避難所における災害時要援護者への配慮事項を整理したか → P. 8
- 避難所においてプライバシーへ配慮する手段を整理したか → P. 7
- 避難所の運営体制・役割分担を確立したか → P. 9

5 関係機関との連携

- 県知事との連絡をとったか → P. 10
- 協定締結先の市町村、事業者等と連絡をとったか → P. 11
- 緊急消防援助隊の派遣要請に関する判断材料は収集したか → P. 10
- 自衛隊の派遣要請に関する判断材料は収集したか → P. 10
- 医療機関による緊急時の医療体制の整備にかかる連絡調整をしたか → P. 11
- ボランティアの受入れ体制を確立したか → P. 11

6 情報伝達

- 報道機関への窓口となるべき職員を確保したか → P. 16
- 報道機関への窓口の一本化について徹底・周知したか → P. 16
- 報道発表・記者会見を実施する場所を確保したか → P. 16
- 報道発表・記者会見の実施時間を周知したか → P. 16
- 報道内容について確認できる体制を確立したか → P. 17

用途

本チェックポイントは危機発生直後の時点において、今後必要な対応事項を整理するのに利用できます。なお、危機発生直後のみならず、平時においても危機発生時に必要となる対応としての準備事項を整理するのに利用できます。

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会

平成 20 年度報告書（市町村における総合的な危機管理体制の整備）

目 次

第 1 章 基本的な考え方

- 1 調査検討の背景及び目的 ----- p. 1
- 2 調査検討の対象とする事案の範囲及び事項 ----- p. 1
- 3 市町村行政における危機管理のあり方 ----- p. 3

第 2 章 危機発生時における対応のあり方

- 1 情報の覚知から体制の確立 ----- p. 4
- 2 応急対応 ----- p. 6
- 3 関係機関との連携 ----- p. 9
- 4 地域住民との連携 ----- p. 13
- 5 報道機関との関係 ----- p. 16

第 3 章 平時における対応のあり方（1）

－市町村内部における対応－

- 1 危機管理組織の整備 ----- p. 18
- 2 危機管理指針、危機管理マニュアル等の作成 ----- p. 19
- 3 24 時間即応体制の整備 ----- p. 21
- 4 消防機関の体制整備 ----- p. 21
- 5 人材育成 ----- p. 22
- 6 危機管理担当部署以外の職員の危機管理意識醸成 ----- p. 23

第 4 章 平時における対応のあり方（2）

－市町村と関係機関との連携－

- 1 共通事項 ----- p. 25
- 2 都道府県との連携 ----- p. 26
- 3 周辺市町村との連携 ----- p. 26
- 4 医療機関、危機対応機関等との連携 ----- p. 26
- 5 事業者との連携 ----- p. 27
- 6 専門家との連携 ----- p. 29

第5章 平時における対応のあり方（3）

－地域住民との連携－

- | | | | |
|---|-----------------|-------|-------|
| 1 | 地域コミュニティとの連携 | ----- | p. 30 |
| 2 | 地域住民とのネットワークの形成 | ----- | p. 30 |
| 3 | 地域住民の危機管理意識の醸成 | ----- | p. 32 |

資料1 検討会委員一覧

資料2 検討会開催要項

資料3 検討会開催経過

資料4 危機管理担当部署組織例

調査資料 市町村における総合的な危機管理体制についての調査結果

第1章 基本的な考え方

1 調査検討の背景及び目的

(1) 調査検討の背景

自然災害・異常気象の頻発・大規模化、顕在化又は新たに生じた危機（社会インフラ関係の事故、テロ、新たな疾病等）にかんがみ、各地方公共団体においては防災・国民保護などの事務をはじめとし、多様な事案についての的確な危機管理を行うことが求められており、総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえて本検討会は設立され、平成18年度に危機に関する地方公共団体の事例・実態の調査・分析を行って中間報告書を取りまとめ、平成19年度においては、中間報告書を踏まえて、危機に的確に対応するために地方公共団体、特に都道府県が有すべき機能及びその総合的な危機管理体制の整備方策について調査検討を行い、報告書を取りまとめた。平成20年度においては、これまでの検討結果を踏まえ、市町村においては都道府県とは異なる機能・役割が必要になるとの認識のもと、市町村における総合的な危機管理体制の整備方策について調査検討を行った。

(2) 調査検討の目的

(1)により調査検討した結果について、報告書の形で取りまとめたところであり、総務省消防庁（以下「消防庁」という。）においては、本報告書を踏まえ、助言等を通じて、危機管理指針の策定・充実を促す等、市町村における総合的な危機管理体制の整備が進むよう努められたい。

2 調査検討の対象とする事案の範囲及び事項

(1) 調査検討の対象とする事案の範囲

「危機」や「危機管理」の明確な定義付けは困難なところであるが、限られた時間の中で効率的に議論を行うため、調査検討の対象とする事案の範囲については既に平成18年度の検討会において以下のとおり整理されており、平成20年度においても同じ定義のもとで検討を行った。したがって、以下の両方を満たすものを、議論の対象としている。

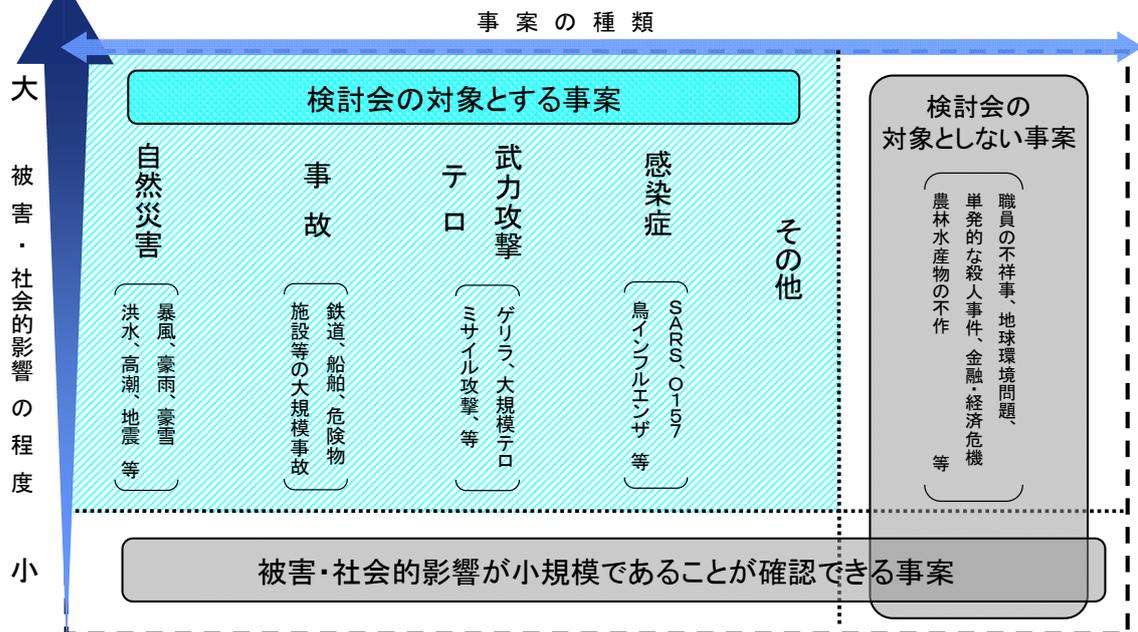
- I. 当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案
 (「住民」には当該地方公共団体に住所を有しない者(例:観光客)を含む。)
- II. 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案

なお、市町村行政の現場においては、危機管理と通常の業務管理が混同してしまう場合が考えられるが、危機管理とは、全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような事案への対応を指すものであり、個別の部署で対応すべきものは対象外であることに注意が必要である。

検討の対象とする事案の範囲(イメージ)

検討の対象とする危機管理事案

- 当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案 (「住民」には当該地方公共団体に住所を有しない者(例:観光客)を含む。)
- 当該地方公共団体が全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案



(2) 調査検討の対象とする事項

市町村における総合的な危機管理体制の充実・強化を図るため、上記の危機に関して、以下の事項について検討を行った。

- ① 危機発生時における対応のあり方
危機が発生した場合にその危機に的確に対応するために、市町村が果たすべき役割と、その役割を果たすために必要な具体的行動を整理した。
- ② 平時における対応のあり方
危機が発生した場合の被害を最小化するため、平素より取り組むべき事項を、市町村内部における対応、関係機関との連携、地域住民との連携・支援の3つに分けて整理した。

3 市町村行政における危機管理の考え方

市町村の危機管理に関しては、以下の点で、都道府県とは異なる観点のもと体制の整備が必要である。なお、市町村の中においても、団体の規模や地理的な要因（山間地等）により、求められる対応が異なってくる点にも注意が必要となる。

（1）市町村に求められる役割

危機発生時、市町村においては避難誘導など直接住民に関わる対応が求められるため、調整が主となる都道府県とは異なる観点での検討が必要となる。

危機に対応するための危機管理担当部署を設置することが望ましいものの、規模によっては各職員が複数の業務を兼務している場合もあるため、柔軟に組織を整備し、平素より首長以下全庁的に危機に備えることが重要である。

（2）関係機関との連携

大規模な危機に対し、大規模団体においては、広い範囲で当該団体において完結した対応が可能と考えられる一方、小規模団体においては、市町村自身で一義的に危機に対応することが難しい場合が少なからずある。そのため市町村においては、自ら対応できない部分を明らかにし、その部分を都道府県等関係機関との連携の中で対応するという視点を持つ必要がある。

（3）消防機関の存在

市町村には消防という実動部門があり、避難誘導や救急、救助など様々な面で消防機関が役割を果たし、その中で常備消防と消防団が連携して対応することが重要となる。したがって、それらの連携の円滑な実施という、都道府県にはない視点が必要となる。

第2章 危機発生時における対応のあり方

危機発生時には時間的余裕はなく、平時と比べ職員的人数的にも余裕がないことが予想されることから、そうした時間的・人的制約の下で市町村が果たすべき役割を理解し、その役割を果たすために必要な具体的な行動を明確にする必要がある。また、市町村においては、人的な制約等からその必要な役割の全てを果たすことができない事態も想定されるため、必要な役割の中でも優先度を明確にすることが望まれる。

以下では、危機発生時に市町村が果たすべき役割と、そのそれぞれの役割を果たすために必要な具体的な行動について整理する。

1 情報の覚知から体制の確立

(1) 危機発生への警戒

危機が発生する前の段階においては、**様々な情報から危機発生の予兆となるものを察知することが重要である**。危機の予兆と見られる情報が得られた場合、担当者間で情報を共有し、庁舎への参集を実施するなどして、危機に関する情報を収集・分析できる体制を整えるとともに、危機の発生が明確になった時の初動体制の準備を進める。

(2) 情報収集体制の確立

危機発生時には、対策本部等意思決定をする場所に情報が集まるようにするため、現場や関係機関からの報告等様々な情報収集体制を確立するとともに、テレビ等の公共放送などからも必要な情報を得られるようにしておく。

(3) 消防機関等による情報の収集

市町村には自ら危機発生現場の情報を収集する役割があり、消防職員や一般職員による直接の情報収集が不可欠となる。消防機関による情報収集に関しては、**広い範囲で組織され、かつ住民と顔の見える関係を持っている消防団と常備消防とが円滑な連携をすることで、網羅的に市町村内の情報を得ることができる**。消防機関は避難勧告の伝達や避難誘導を実施することもできるため、住民対応の中心としての役割も果たすことができる。

山林等周辺地域や、地震等で道路が損壊している地域等の情報は入手が困難となることが考えられるため、消防救急無線や衛星携帯電話等の通信設備を活用するなどあらゆる手段を効果的に利用することが求められる。また、危機発生直後の情報収集においては、消防防災ヘリの利用が大きな効果をあ

げると考えられるため、消防防災ヘリを所有する都道府県等の協力のもと、情報収集にあたることが有用である。

現場や関係機関、公共放送等からの情報の入手経路が確保されれば、市町村が果たすべき役割の実現のために必要な情報を明確にし、積極的に情報を取りに行くとともに、情報を整理して状況を確認し、対応の見通しを立てることが重要となる。

(4) 危機対応の体制の確立

① 意思決定者と人員の確保（首長・幹部への報告、職員の緊急参集）

危機と思われる事案が発生したときは、首長や幹部に迅速に報告し、対応についての意思決定ができる人物を確保することが重要となる。また、大規模な事案の場合は、人的な面で十分な対応がとれるよう、必要に応じて職員を緊急参集する。

② 責任者の明確化

危機発生時には参集困難な状況も想定され、必ずしも首長や危機管理担当幹部がその場にいるとは限らない。その場合にも、各時点においてその場にいる中で誰が責任者なのかをはっきりさせ、関係者に周知することが重要となる。責任者をはっきりさせることで、収集した情報を一元的に集約し、トップダウンの意思決定が可能となる。

③ 全庁的な対応機能の確保（対策本部の設置）

危機発生時には、情報の収集・整理・共有の方法等で平時とは異なる対応が求められることから、全庁的な対応がとれるよう対策本部を設置することが必要となる。対策本部においては、情報を首長等の責任者のもとに集約し、迅速に、的確な意思決定をする機能が求められる。本部員については、参集状況等にしたいがいバランスよく柔軟に配置することが重要となる。なお、対策本部に消防機関をはじめ、警察及び自衛隊等の関係機関の人員が参画し常駐することで、関係機関との円滑な連絡調整が期待されるため、関係機関も参画することが望ましい。

対策本部は安全の確保された場所で活動を行う必要があるため、対策本部設置の際には、設置する施設の安全性を確認してから準備を行う。市町村庁舎が損壊している場合は、消防本部等安全な場所に対策本部を設置するなどの対応が必要となる。

また、対策本部は長期的に活動を行う場合もあるため、職員が休息を取れるようにするなど活動を持続できる運営体制を整えることも重要となる。

④ 現地対策本部・現地調整所の設置

危機の規模や、危機発生現場における関係機関との連携の必要性などから必要と判断される場合には、当該現場付近に現地対策本部を設置し、必要な資機材の確保や人員の役割分担・配置を行う。現地対策本部においては、消防機関、警察等の関係機関が連携して作業を効率的に行うことができるよう、必要に応じて現地調整所を設置し、調整を行う。

2 応急対応

(1) 応急対応の準備と判断

徐々に危機が顕在化してくるような事態においては、事態が悪化してから対策を取り始めて手遅れにならないようにしなければならない。そのためには、情報が集まってきたら、発生している災害状況情報を整理・把握した上で、現在の危機の進展や新たな危機の発生を察知し、必要な応急対応について準備をすることが重要である。特に時間がかかるものについては早めに対策をとる必要がある。

また、地震等危機が短時間で顕在化するような事態が発生した場合などは特に、どのような対策から始めるべきか等の判断が重要となるが、対策の重要性と緊急性を考慮してその優先度を判断しなければならない。

(2) 住民への情報伝達（避難勧告等の伝達、避難誘導）

危機発生の前後においては、早い段階で災害時要援護者に対して避難準備情報（要援護者避難情報）を伝え、適切な時点で避難勧告や避難指示を発令し、住民へ伝達しなければならない。これら避難勧告等については、**発令が遅れると被害が拡大するため、対応が間に合う段階で迅速な判断を下すことが重要である。**特に面積の大きな団体等においては、地域の実情に通じていて避難勧告等の必要性を判断できる人物が、避難勧告等の発令をできるような体制が整っていることが重要であり、地域の実情に応じて権限委譲等の対応をとることが必要である。なお、住民に危険が及ばない場合にも、安全である旨の情報を伝達することで、住民に安心感を与えることができる。避難勧告等の伝達については、広報車や消防車両を用いる方法や職員が直接戸別に行う方法のほか、自治会等に協力を求める方法や、同報系防災行政無線、コミュニティFM等を利用する方法などで、迅速に、必要な地域に情報が伝わるよう心がける。避難勧告・避難指示を発した場合には住民の避難誘導を実施する必要があるが、**避難誘導に際しては、地元自治会や民生委員、社会福祉協議会などと連携した災害時要援護者への対応が必要となる。**また、夜間に避難する場合などを含め、避難経路の安全を確保することも重要である。避難誘導の実施に際しては、**避難状況を的確に把握し、地域住民の避難が**

完了したか、孤立集落はないか等を確認することが必要である。

また、避難した住民が、避難先で情報が不足し混乱している場合も考えられる。そのような状況において、適切な情報を提供することは、不安を抱いている住民に対して安心感を与えることができるという点で極めて重要である。住民が指定避難所等に避難した場合は、避難所毎に情報提供することで足りるが、最寄りの公共施設や車中等指定避難所以外の場所に避難する場合も考えられるので、避難所の設置後も、広い範囲で情報を伝達する手段を考えなければならない。

(3) 避難所の設置・運営

大規模災害等に見舞われた際に市町村が果たすべき最も重要な役割の一つが避難所の設置及び運営である。過去の災害等の経験から、避難所となった施設が機能するには様々な要件を満たさなければならないことが明らかになっており、市町村にはきめ細かな対応が求められる。以下では、避難所に求められる具体的な要件を整理する。

なお、地域防災計画や国民保護計画で指定されている避難所については、あらかじめ耐震性の検証がなされるなどの準備がなされていると考えられるが、危機発生時には、**住民が自発的に公共施設や町内集会施設、個人の車庫等の指定避難所以外の施設に避難することが考えられる**ため、あらかじめ避難所としての準備が実施されていない場所についても、避難所機能を整備する必要が生じうるということに留意が必要である。

① 安全の確保

避難所には、危機の種類に応じ、物理的な安全性のほか、広い意味での安全が確保されていることが前提となる。避難所設置の際には、施設に損壊がないか、防犯上問題はないか、災害時要援護者が利用する上で危険はないか等を確認しなければならない。

② 中長期間滞在できる生活環境

避難生活は場合によっては中長期間継続する可能性もあり、その間住民が滞在することができるような環境が確保されていなければならない。具体的には、トイレや毛布等が充足していること、空間的な広さが確保されていること、電源が確保されていることなどがあげられる。**特にトイレは、過去の災害において避難所開設初期の不足が問題化しており、仮設トイレの設置などの迅速な対応が求められる**。また、避難所が狭いことも予想されるが、**できる限りのプライバシーへの配慮が必要となる**。段ボール等で避難者間の間を仕切るなどして、避難者の精神的負担を軽減することが求

められる。

③ 食料の提供

避難所が中長期機能するには、住民に十分な食料や飲料水が提供されることが必須となる。量的な面では、食品・流通の事業者等との連携が有効である。また、量的な確保とともに、衛生面での注意も必要である。通常よりも食品の管理が難しい状況が予想されるため、衛生状態の悪い食料を提供してしまわないよう、調達段階から配慮が必要となる。

④ 情報の提供

避難所に避難している住民は、肉体的に疲労しているのみならず、精神的に不安を抱えている場合が少なくないと考えられるため、**適時に情報を提供することで、安心感を与えることができる**。そのため、避難所には効率的に情報の伝達が実施できるような機能が求められる。具体的には掲示板の設置や館内放送、広報誌の配布などにより実施することが考えられる。

⑤ 災害時要援護者への配慮

避難所へ避難する住民の中には、高齢者や障がい者、幼児等が含まれることが考えられるので、避難者の中からニーズを把握して対応をとることが求められる。**高齢者等の存在やそのニーズの把握に関しては、民生委員や自治会等との連携が有効**であり、具体的な対応に関しては、地域のケアマネージャーや臨床心理士、保育士、ボランティア等の協力を得て実施するのが効果的である。

⑥ 避難者の健康管理

避難者は平時とは異なる環境で、場合によっては長期にわたって避難生活が続けることになるため、健康面での配慮が必要となり、医師による診断機会を確保する等適切な健康管理の実施が求められる。避難時は平時に行っている活動ができなくなってしまうことが多く、それだけでも健康を害してしまうことがある。そのため特に高齢者などは、**必ずしも全てを周囲で支援するだけではなく、動ける状態の人が目的を持って動けるような配慮が必要となる**。また、車中泊によるエコノミー症候群の危険性など、健康に関する情報が幅広く避難者に伝達されることも重要である。

避難所における「生活不活発病」 (石川県輪島市)

事例紹介

平成19年3月に能登半島地震の被害を受けた輪島市においては、住民による避難が実施されたが、もともと体力のあった高齢者などが、避難生活において体を動かせるという環境になかったことから、健康上支障をきたしてしまったという事例が報告されており、高齢者には積極的に体操等により体を動かしてもらったほうが健康上望ましい、という教訓が得られた。

⑦ 避難所の運営体制の確立

上記の避難所に求められる要件を満たした避難所が設置された後も、継続的に避難所を運営する体制が整備されることが必要となる。避難所の運営については、行政職員だけでなく、避難者である住民を含めて役割を分担することが望ましく、自治会等と協力してそうした体制の確立に努めることが求められる。

(4) 2次災害の防止 (警戒区域の設定等)

危機の状況が明らかになった後には、危機発生現場でのさらなる被害の発生を防止する必要がある。具体的には、危険の及ぶ範囲を警戒区域として設定することが考えられる。そのためには、早期に危険な区域を把握し、設定した警戒区域を住民が認識できるよう情報提供することや、ロープ等を用いて明示的に示すことが求められる。

危険な箇所把握やロープ等を用いた警戒区域の設定については、消防機関や警察が実施能力に長けているため、関係機関との円滑な連絡調整に努めることが重要となる。

また、ガスや電気など生活インフラの状態をチェックし、ガス漏れなどによる災害を防止する対策をとる必要が生じる。生活インフラのチェックは、2次災害の防止とともに、それらが正常に機能しているかを調査することで、住民生活に係る問題を把握することにもつながる。

3 関係機関との連携

危機発生時には、市町村単独では達成できない事柄が多く発生することが予想される。対応の実効性を確保するため、市町村においては自らの単独での対応力の限界を明らかにしたうえで、関係機関と連携し、求められる役割を果たさなければならない。

(1) 共通事項

関係機関と連携を進める上で、連携を円滑に進めるために各関係機関に共通して有効な手法として以下の2つが挙げられる。

①対策本部への参画

対策本部に県、警察、ライフライン事業者等の関係機関の連絡要員等が参加することで、それらの機関への情報伝達が円滑に行われる。市町村の対策本部に関係機関の連絡要員等が参画することと同様に、県等の関係機関の対策本部に市町村の職員を参加させることも、有効である。

②トップ同士の意思疎通

危機発生時には、必要に応じてトップ同士が電話等で意思疎通を図ることで、重要な意思決定が迅速に行われる。また、トップ同士が直接意思疎通を図ることで、複数の人間を通して意思の伝達を図った場合よりも、より正確に互いの意思が伝わることを期待される。

(2) 都道府県との連携

大規模な危機が発生した場合、都道府県が総合調整を行うことから、市町村における現状、自ら収集した情報を適時に県に報告するとともに、必要な情報の提供を受ける。また、市町村の実施する対応に関して助言が必要な場合は、適宜県に対して要請する。

市町村では対応できない事態が発生した場合は、都道府県に支援を求める必要があり、特に緊急消防援助隊や自衛隊の派遣が必要と判断されるような状況においては、必要に応じて都道府県を通じて出動を要請することになるが、市町村はその必要性を察知し、迅速に要請の決断を下すことが求められる。また、専門的な知識が必要になる場合には、専門家の派遣などを都道府県に協力を求めることが考えられる。

新潟県からの支援の例（新潟県中越地震）（新潟県長岡市）

事例紹介

- ・避難所への食料の提供
- ・県消防防災ヘリの出動
- ・避難所のペット対策、ペット救出の引き受け
- ・被災家屋の点検における建築士の派遣
- ・下水道汚水対策としてのバキュームカー支援
- ・農地等の災害査定等に関する職員の派遣
- ・仮設住宅、仮設住宅集会所「サポートセンター千歳」の設置

村の状況を、都道府県を通じて情報共有するとともに、適宜周辺市町村と直接情報交換することも考えられる。

危機への対応に際して、人的・物的支援が必要となった場合は、周辺市町村に対して各種支援を要請するとともに、周辺市町村における被害が甚大である場合等は、当該被災市町村に対して支援を実施する。

(4) 医療機関（医師会等）、危機対応機関（警察、自衛隊、海上保安本部、保健所等）との連携

危機の発生に伴い傷病者が発生した場合、医療機関の協力のもと対応をとることになるが、傷病者が多数にのぼる場合には平時とは異なる対応が求められるため、医療機関と連携して、各地域の避難所等で広く医療の提供を図らなければならない。医療機関との連携に際しては、地元の医師会等を通じて連絡調整を実施することが有効となるが、避難者等の情報を医療機関側と共有することが適切な対応に不可欠であるため、対策本部に連絡要員を置くなどして、情報共有を図ることが重要となる。

災害時の避難誘導や警戒区域の設定などについては、消防機関同様広い範囲で組織的に活動できる警察と連携・調整を図りながら対応をとることが有効である。

その他自衛隊や海上保安本部の協力が必要となる際には、都道府県と連携してその協力を得ることとなるが、各機関から派遣された要員の活動に必要な情報を提供しなければ、応援を要請したまま有効に活用できない可能性もあるため、応援の要請と同時に活動に必要な情報を収集して提供するよう努めることが必要となる。

(5) 事業者との連携

危機発生時には、救援物資の提供や運送、避難所運営の支援等に関して、交通機関、食品・流通事業者等との連携が重要となる。平時より協力を得られる事業者を確保しておき、締結してある協定等に基づいて必要に応じて支援を要請することが求められる。事業者からの支援を有効に利用できるよう、適切な資源配分のための情報収集・情報整理に努めなければならない。

(6) ボランティア団体との連携

大規模災害発生時などには、善意のボランティアが被災地に集まる場合が考えられる。こうしたボランティアは、市町村の要請に先んじて現地に到着することもあり、市町村の受け入れ体制が整わず、その能力が有効活用されないような事態も考えられる。さらに、ボランティアも多様な団体から、あるいは個人で参加するため、市町村に対しては組織的な労力の提供がなされ

ない可能性がある。そのため、ボランティアセンターなどの、活動を調整する機関を設置し、ボランティアの能力及び労力を必要とする側と、それを提供する側の総合調整を実施することが求められる。

また、危機が広域にわたるような場合には、県や周辺市町村と連携して広域でボランティア活動の調整を実施することも有効となる。

救援物資への対応について

過去の地震災害時においては、全国から多くの救援物資が被災地に届けられたが、企業による特定物資（飲料水、食品等）以外の、小口の救援物資に関しては、被災者が必要としているものの入手が難しいほか、物資の置き場所、積み降ろし、仕分けの労力が想像以上に被災地の負担となり、対応に憂慮したという事例があった。善意による救援物資と被災者に利用されるまでにかかる大きな負担というジレンマの中、災害経験のある団体の中には、個人からの救援物資を辞退する団体もある。救援物資への対応に関しては、要望を広く発信することや、運送事業者との連携が重要であり、あらかじめ事業者と協定を結んでおくなどの対応が有効である。

長岡市物資調達・救援物資対応マニュアル（新潟県長岡市）

事例紹介

救援物資の申し出に対する対応

—基本対応方針—

●個人からの救援物資については、「災害発生直後は、原則として受け取らない」

救援物資は、被災者に対するおもいやりや善意の表れであり、送っていただいた方の気持ちを考えると本当にありがたいものである。

しかし、大規模な災害の発生直後には、①何が ②どのくらい ③いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、①必要としている被災者に ②必要としているものを ③必要としている時期に、分類・区分けして配布することは、現状においては事実上不可能であるため、申し出を辞退する。

また、被災者への善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求める。

4 地域住民との連携・支援

(1) 住民への情報伝達

自宅にいる住民や避難している住民に、最新の情報を伝達することで、避難など住民の危機への対応についての判断基準を提供する。その際には、災害時要援護者などを含め、広く公平に情報を得られるようにする必要がある。

①職員による伝達

情報伝達手段として最も確実なのが、職員による伝達である。この方法は、一般職員や消防職員が広報車や消防車両を用いて、あるいは戸別に訪問して情報伝達を実施することになるが、多大な労力がかかるため、主に危機発生直後等急を要する場面で用いるのが有効となる。

②自治会等を通じた情報提供

自治会等を通じて情報を伝達する方法は、職員が戸別に訪問せずに広範囲の情報発信が期待できるのに加え、ある程度双方向での情報交換ができるという点で有効となる。

③防災行政無線、コミュニティFM、CATV、HP等による情報伝達

防災行政無線の利用や避難所などへの掲示等は、広く住民に効率的に同一の情報を伝達できるという点で、利用が容易かつ効果的である。ただし、HPへの掲載等は、対象がHPにアクセスした住民に限られることなどに注意が必要であり、複数の手法を組み合わせる利用することが必要となる。

④報道機関を通じた情報提供

危機発生時には、報道機関が写真や映像で状況を報道するなどするため、住民が主にテレビやラジオから情報を得ているような状況も予想される。そのため、広く提供したい情報については、積極的に報道機関に提供してテレビ等で住民に知ってもらうという方法も効果的である。

⑤議員を通じた情報提供

市町村議会議員は、住民と行政の間に立って、情報を共有する上で重要な存在である。危機発生時の議員や議会との関係において、議員との連絡調整をする窓口を一元化しておくことは、情報の錯綜の防止や担当職員の負担の軽減のためにも有効となる。

⑥説明会の実施

まとまった情報提供をする場合は、住民向けの説明会を開催することが効果的である。説明会においては、市町村が伝達したい情報のみならず、住民が知りたい事項についての質問を受け付けるなど双方向の情報交換が期待でき、より住民のニーズに沿った情報共有ができる。

(2) 避難所の運営

危機発生時には行政の人手が不足することが予想されることなどから、避難所においては、行政職員のみではなく避難者である住民が主体的に運営に携わることが望ましい。そのため、市町村には連携の必要性を住民と共有し、自治会と連携するなどして住民の間での役割分担を決めることが求められる。

住民による主体的な避難所運営（石川県金沢市）

事例紹介

平成20年7月に豪雨災害に遭った金沢市においては、避難所が自主防災組織（組織率100%）の単位と同じ小学校区単位で設置されていたこと、自主防災組織内であらかじめ避難所運営の役員を決めてあったことや小学校教諭の協力などにより、住民による主体的な避難所運営が可能となった。

(3) 住宅のり災証明の発行

地震等の住宅に被害が及ぶ災害時には、被災した住民に対してり災証明を交付する必要がある。り災証明は、市町村による調査を通じた被害認定を経て発行され、被災者生活再建支援法等による各種の支援施策や保険の申請など様々な目的で利用されるが、大規模災害時には申請が一定期間に集中することが予想される。市町村においては、窓口事務に当たる職員を確保するなどして、適切な対応に当たることが求められる。

また、過去の災害においては、り災証明の発行の際に、制度上別の調査結果である応急危険度判定の結果と異なる場合に、住民が混乱するケースも見受けられたため、市町村においては、各調査の目的、実施方法などについて、住民に対して説明を実施することが求められる。（次頁参照）

住宅被害の調査に関する混乱

過去の地震災害時においては、住宅の損壊状況に関する調査が実施されたが、同一の住宅に対して、目的に応じて異なる複数の調査が実施されたことにより混乱を生じた例が多く見られた。具体的には、災害の現地把握や、被災者生活再建支援金の給付につながる被害認定を実施するための調査の結果（以下、「被害状況調査」という。）と、住宅の倒壊による2次災害を防止するために実施される被災建築物応急危険度判定の結果の違いについて、住民から問い合わせが殺到する場合があった。住民から見れば、被害状況調査の結果は支援金の額に直接影響するため極めて重要な問題であり、市町村においては、それぞれの調査の違いをまず職員が確実に理解をした上で、住民に対して説明し理解を求めることが必要となる。

	被害状況調査	被災建築物応急危険度判定
目的	災害の現況を把握するため、及び被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給等の被災者支援策の判断材料として住宅の被害状況を認定するもの。本調査の結果が、り災証明に反映される。	余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、できる限り早く、短時間で建築物の被災状況を調査し、当面の使用の可否について判定するもの。応急危険度判定士等が、判定結果を被災家屋に貼り付ける等する。
主体	市町村	市町村、応急危険度判定士 ※1
基準	「災害の被害認定基準」（内閣府）及びその運用指針等に基づき判定。	全国応急危険度判定協議会※2の定める「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき各都道府県知事が「都道府県被災建築物応急危険度判定要綱」の中で基準を規定。
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・全壊 ・半壊（大規模半壊） ・半壊（その他） 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険 ・要注意 ・調査済

※1 都道府県知事又は都市基盤整備公団総裁が認定

※2 国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成

また、地震災害時の住宅の判定には、被災建築物応急危険度判定の後に、被災建築物の復旧の手段等の判断のために実施する被災度区分判定も存在するため、3つの判定結果を混同しないようにしなければならない。

5 報道機関との関係

報道機関へ情報を提供することは、危機の外にある地域に広く情報を提供するとともに、テレビ等を通じて情報を得ている住民に情報を伝達することができるため、報道機関を通じた広報活動を積極的に実施することが効果的である。

一方で、危機発生時には平時には経験しない規模での取材を受けることが予想されるため、市町村において適切な対応をとれるよう体制を整える必要がある。

(1) 情報発信の一元化

報道機関への情報提供に際しては、市町村組織内の複数の場所から異なる情報が発信されることがないようにすることが重要である。住民に誤った情報を伝えてしまうことで混乱を生む可能性があるため、**重要な情報は一元化され、管理された状態で報道機関に提供されるのが望ましい。**

(2) 報道発表・記者会見の実施

対策本部設置時において、対策本部員は随時報道関係者から聞き取りを受けることが予想されるが、対応の効率化及び一元化の観点から、情報提供は一括で実施することが望ましい。そのためには、定期的に報道発表や記者会見を実施するのが効果的である。**報道発表等の実施に関しては、回数（頻繁な実施）と時間（定期的な実施）を意識することが、報道機関との関係上も有効となる。**

(3) 県との連携

報道機関との関係では、市町村よりも県の方が知見を有する場合が多く、また、報道発表等は相当の労力を要するため、県と連携して対応することも有効である。市町村の対応力を他の部分に集中させるためにも、また、情報の錯綜を避けるためにも、県との連携は選択肢の一つとなりうる。

(4) 報道機関との調整等

危機発生時には、報道機関が現場や対策本部に殺到して、混乱をきたしてしまうような場合がある。こういった事態を避けるため、**必要に応じて報道機関に対して申し入れをし、協力を求めることが考えられる。**この場合、取材先を幹部職員に指定するとともに定期的な報道発表の時間を明示するなどして、報道機関の協力を得るように努める。

また、報道機関への情報提供の方法として、対策本部会議を公開して自由な取材を許可する方法がある。対策本部会議の公開は、一元的に情報を発信できる点や、重要事項を報道機関を通じて広く伝達できる点など多くのメリ

ットがある。ただし、個人情報に関わる問題など、公にするのが難しい問題を議論することが困難になる点や、実況中継などで、誤った情報が報道されてしまう可能性がある点などのデメリットもあるため、あらかじめ対策本部で議論したうえで、公開の対策本部会議を開催する、というように位置づけを明確にする等の対応が必要となる。

(5) 報道内容への対応

危機発生時の情報伝達は平時よりも錯綜しやすく、誤った情報が報道される事態も予想される。このため、報道される内容を注意深くチェックして、**大きな影響が懸念されるような誤った情報が報道された場合は、適宜報道機関に訂正を申し入れる必要がある。**

また、報道内容が誤っている場合のほかに、事実でない風評が流れ、対応に支障が出てしまうという事態も考えられる。そのような事態が生じた場合にも、適時に正しい情報を報道機関を通じて発信するなど明確な対応をとらなければならない。

第3章 平時における対応のあり方（1）—市町村内部における対応—

危機発生時においては時間的余裕がないことから、平素より危機発生時の対応を整理しておくことや、危機発生時に緊急体制への移行が円滑に実施できる状態を確保しておくことが求められる。以下では、市町村内部において、危機の発生に備えるために実施すべき事項を整理する。

1 危機管理組織の整備

危機発生時に迅速に第2章で整理した事項を実施するため、市町村においては平常時から危機管理に優れた組織体制を整備しておくことが望ましい。

（1）危機管理担当部署及び危機管理担当幹部のあり方

都道府県においては、危機管理を専門とする危機管理担当部署を単独で、あるいは防災部署に含める形で設置しているが、市町村においては、都道府県同様の形をとっている団体もあれば、危機発生時には総務課等が中心となり対応するとして、危機管理を専門とする部署を設けていない団体など、規模によって組織体系は様々である。危機管理の観点からは、市町村においても危機管理専門部署を設置することが望ましいといえるものの、小規模団体においては、各職員が複数の業務を兼務して行っているような場合もあるため、各団体が実情に応じて柔軟な組織を整備することが求められる。

また、平時からの危機管理及び危機発生時の対応においては、部局横断的な対応が求められること、また専門的な見地から首長を補佐する役割が必要となるため、多くの都道府県においては、危機管理専門幹部を設置している。市町村においては、規模により専門幹部の設置状況に差はあるが、設置しない場合も危機管理を担当する幹部を明確にして、危機発生時には当該幹部のもとに情報を一元化されるようにするなどして、各部局の調整が行われるようにすることが重要となる。

危機管理担当幹部については、危機管理担当部署と危機管理担当幹部の位置づけによりいくつかの組織体系が考えられるが、危機管理担当幹部には部局間の調整としての役割が求められるため、各部局に指示を出すことのできる権限が必要であり、そうした権限を行使できる地位（副市町村長級やそれに準ずる階級）にあることが望ましい。なお、都道府県や災害を経験した市町村においては危機管理担当幹部を上位の地位に置いている団体が増えている。

（2）危機管理体制の点検・評価・見直し

危機管理体制は、組織の変更や各種訓練、他団体や自らの災害等の経験から適時に更新される必要があり、平時より定期的に危機管理体制を点検し、評価し、見直しを行う体制を構築することが望ましい。点検・評価体制の構築に際しては、以下の観点によることが望ましい。

①点検すべき項目と、各項目における判断基準の設定

点検に際してチェックすべき項目と、その各項目をどのような基準に基づいて評価すべきかを明確化しておくことで、点検・評価の水準を一定に保つことができる。この点検・評価基準も、訓練や災害等の教訓を生かし、PDCAサイクルのなかで適宜改善されなければならない。

②外部の専門家、団体等による点検・評価

通常では危機管理体制の評価も団体の内部で実施されることが多いが、客観的な評価を得るため、あるいは内部の人間が見落としている部分について改善を加えるため、団体外部の専門家や団体が危機管理体制を点検・評価する機会を設けることは有効な手段の一つである。

2 危機管理指針、危機管理マニュアル等の作成

危機管理指針とは、危機事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機事案全般に関して統一的な体制のあり方や、全庁的な対応方針等を示すものを指す。災害対策基本法に基づく地域防災計画及び国民保護法に基づく国民保護計画はほとんどの市町村で作成されているが、危機管理指針はこれら対象とならないような事案を含めた広範な「危機」に的確に対応するための体制を整備するため、各事案に共通する事項についての具体的な対応方針を定めるものである。調査結果によると、現時点で、小規模団体においては作成している団体は少ないが、**危機への対応力を高めるためには作成に取り組むことが重要である。**

危機管理指針の内容としては、他の個別事案に対応する計画やマニュアルを含めた体系の中で、様々な事案への対応が具体的に定められていることが求められる。

市町村における危機管理指針の事例（福井市危機管理計画）

事例紹介

福井市では、平成16年の福井豪雨災害等の経験から、学識経験者や自治会連合会、各防災関係機関、ボランティア団体、社会福祉協議会などの代表者で構成された「福井市危機管理計画策定会議」での検討を経て、平成18年に「福井市危機管理計画」を策定した。当該計画においては、危機が発生した場合に市がとるべき対応を、網羅的かつ具体的に定めている。

福井市危機管理計画（目次）

第1章 総則（計画の基本的な考え方）

- 1 計画の目的
- 2 定義
- 3 基本理念
- 4 危機管理に関する基本方針
- 5 危機の分類と想定する危機事象
- 6 危機管理担当者
- 7 危機管理における自助、共助、及び公助
- 8 計画・マニュアルの作成及び見直し
- 9 危機に対する財務処理

第2章 事前対策（平素からの準備）

- 1 危機発生の予見と抑止及び減災策の実施
- 2 全庁的危機管理体制の整備
- 3 非常招集体制の構築及び緊急連絡網の整備
- 4 部局危機管理マニュアル及び個別危機対応マニュアルの作成
- 5 資機材等の確保と把握
- 6 避難所の指定等
- 7 災害時要援護者情報の共有と保護
- 8 国、県及び関係機関・団体との連携
- 9 危機管理意識の高揚及び教育・訓練の実施

第3章 応急対策（危機発生時の対策）

- 1 情報の収集・伝達及び初動対応
- 2 職員の非常招集動員
- 3 危機に対応する対策本部等の設置
- 4 応急対策の実施
- 5 住民の避難等
- 6 災害時要援護者への支援
- 7 死傷病者への対応
- 8 被災者等への支援
- 9 広報活動

（次頁へ）

第4章 事後対策（危機収束後の対策）

- 1 安全確認及び現状復旧・復興の推進
- 2 対応の評価
- 3 再発防止策の検討
- 4 危機管理計画及びマニュアルの見直しの実施

(福井市HP : <http://www.city.fukui.lg.jp/d120/kikikanri/keikaku/kikikeikaku.html>)

3 24時間即応体制の整備

いつ発生するかわからない危機に対応するため、市町村においては、勤務時間外や土日祝日に情報を把握し、必要に応じて対策本部設置のための情報伝達を実施する体制を整備する必要がある。

消防庁においては交代制で夜間及び休日に当直者を指定し、3人ないし2人体制をとっており、都道府県においても8割を超える団体で24時間体制をとっている。市町村においては、首長部局でも当直を置くことが望ましいといえるが、消防機関が存在するため、消防機関を通じて24時間対応できる機能を確保することが考えられる。その場合には、必要な情報があらかじめ設定したルートで危機管理担当幹部へと必ず伝達されるよう、消防機関と首長部局の危機管理担当部署との間での連携を密にしておくことが重要である。

また、当直者等夜間や休日に対応に当たる職員が、危機に関する情報を得たときに適切に行動できるよう、緊急参集基準を明確にするなど、共通の行動基準を明示しておくことが必要である。

4 消防機関の体制整備

(1) 常備消防

危機発生時、常備消防には救急・救助等の実動部隊の中心としての役割が期待されるが、情報収集や住民への情報伝達等に関しても重要な役割を担うことが考えられることから、危機発生時の首長部局との連携要領の確認や、通信手段の整備等により、効果的な活動ができるよう体制を整えることが求められる。

また、組合消防の場合は、危機発生時に消防本部が市町村の対策本部に出席し、消防機関として対策本部長である首長に提言する役割を果たせるよう、危機発生時の対策本部における組合消防の参加形態等についてあらかじめ協議しておくなどの対策をとっておくことが重要である。

防災センターと消防署の併設（東京都府中市）

事例紹介

府中市は、消防機関との円滑な連携を図ることなどを目的に、防災教育機能を備えた「防災センター（担当課含む）」を東京消防庁の消防署庁舎に併設、緊急対策の拠点として平成22年6月から運用。また、平常時には市民防災教育施設としても活用する。

市町村と組合消防機関との連携（青森県八戸市）

事例紹介

八戸市では、組合消防機関との円滑な連携を図ることなどを目的に、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部の課長級以上の職員が、市の「総務部理事」等の職に就任（併任）している。これにより、消防長等は、平時の市議会や各種会議等への参画はもとより、災害時の災害対策本部設置の際においても、消防長等が本部員として市の職員として参画することができるなど、常に連携・調整を図りながら対応することができる体制となっている。

（2）消防団

危機発生時の救急・救助、情報収集・情報伝達等に関する住民対応において、消防団は中心的な役割を担うものと考えられる。市町村においては、常備消防と消防団が危機発生時に円滑な連携を図れるようその対応について協議しておくなどするほか、各集落に消防団員を確保するとともに、周辺地における衛星携帯電話の配備などによる情報収集能力の一層の強化を図ることが求められる。

5 人材育成

危機発生時に、首長や危機管理担当幹部、職員が適切に対応できるようにするためには、事前に研修や訓練等の対策をとっておく必要があるが、その手法としては様々な方法が考えられる。

（1）研修・訓練の充実

市町村において広く実施されている人材育成手法として研修・訓練があるが、危機発生時に求められる対応は階級ごとに異なってくるため、研修は首長を対象とするものや幹部を対象とするもの、一般職員を対象とするものというように、求められる対応のレベルに応じて複数実施することが望ましい。

訓練は実施手法により成果が大きく変わってくるため、実施目的やその手法を十分に検討し、明確にした上で実施することが求められる。具体例としては、報道対応に当たる幹部職員を対象としたメディア・トレーニングなどがある。

訓練における意思形成過程の評価（福岡県北九州市）

事例紹介

北九州市では、通常の訓練では意思決定課程の評価が困難なため改善に至っていないという問題意識のもと、各機関の間のネットワークに着目して期待される行動を抽出して数値化し、その数値を明示して目標を設定することにより意思決定過程を評価する方法（Kitakyushu Functional Exercise : KFEX）を開発し、その方法により訓練の客観的な評価を実施することで、体制・計画の改善を継続して行っている。



（２）長期的な視点での人事ローテーション

危機管理能力の向上が期待できる危機管理担当部局での職務を、庁内の職員に広く経験させること、また、危機管理部局を経験した職員を庁内にバランスよく配置することにより、全庁的な危機管理対応能力を向上させることができる。消防機関との関係では、首長部局の職員を消防本部に配置することで危機管理能力の向上を図るほか、消防本部の職員を危機管理担当部局に配属するなどして、首長部局と消防本部との円滑な連絡調整を図ることができる。被災経験団体などいくつかの市町村においては、消防本部の職員を危機管理専門幹部として当てている。これらの実施に当たっては、危機管理担当部局の異動周期を短縮するなどして数多くの職員に一度は職務を経験させるなど、通常の人事ローテーションとは異なる対応が考えられる。

（３）被災地への職員の派遣

職員の危機管理能力を向上させる最も効果的な方法は、実際に危機の生じている現場での対応を経験することである。他の市町村、県で災害等が発生した場合に、当該被災地に応援要員を派遣することは、被災地の団体の支援とともに、職員の能力向上にも大きく寄与するため、積極的に検討すべきといえる。ただし、その場合には派遣先団体の負担とならないよう、派遣費用や派遣先での宿泊等について、自己完結型の支援を提供するなどの配慮が必要となる。

6 危機管理担当部局以外の職員の危機管理意識の醸成

現状では、危機管理担当部局以外の職員には危機管理意識が低く、危機管理担当部局を設置したことによりかえって他の部署では「危機管理は担当部

局がやるもの」という意識を持たれている、という問題意識を持っている団体が少なからずある。こういった状況を回避するため、危機管理担当部局以外の職員に対して危機管理意識を醸成するための働きかけを行い、全ての職員が、各種の危機が発生した場合に自らがどのような役割を果たすのか、また、そのためにどのような行動が必要なのかということ、日常業務の中で意識するよう促す必要がある。前述の研修、訓練、人事ローテーションによる手法が効果的であるが、課室毎に危機管理担当者を任命したり、首長が前面に出て全庁的な訓練に参加するなどして職員の意識を高めるよう、その実施手法についても工夫が求められる。

危機管理推進員（CMP）の設置（埼玉県秩父市）

事例紹介

職員が「防災・危機管理の日常化」が図れるよう、危機管理の推進役として各課所に1名ずつ危機管理推進員（Crisis Management Planner）を配置。危機管理業務の基礎となるデータ・情報の収集や危機管理文書の管理、危機管理の普及啓発などを行っている。

第4章 平時における対応のあり方（2）—関係機関との連携—

危機発生時には、市町村単独では対応できない事柄が多く発生することが予想される。対応の実効性を確保するためには、市町村において単独で対応することが難しい事項、すなわち対応力の限界をあらかじめ議論して明らかにしたうえで、求められる役割を果たせるような関係機関との連携について準備をしておかなければならない。各関係機関とあらかじめどのような連携をとっておくべきかを、以下に整理する。

1 共通事項

連携を円滑に進めるため、各関係機関に共通して実施すべき事項は以下のとおりである。

（1）危機発生時の緊急連絡窓口の把握

危機発生時に関係機関と迅速な連絡調整を実施するためには、関係機関との緊急連絡窓口を明らかにしておくことが必須である。その際には、窓口となる人、部署とともに、緊急時の連絡手段や当該手段が利用できない場合の代替手段を事前に定めておくのが望ましい。

（2）訓練・研修等の共同実施

危機発生時の連携をより円滑にするために、緊急時の活動に関する訓練や研修を共同で実施することが有効である。実際の危機を想定した訓練を実施することで、各関係機関の行動や、連携のために必要な事項を具体的に把握することができるため、より实际的に危機に備えることが可能となる。

（3）人事交流

保健所、自衛隊などの専門性を有する関係機関との人事交流を推進することで、市町村において組織としての対応力の向上が見込まれる。さらに、そうした人事交流職員を通じて、平常時や危機発生時に関係機関との連絡調整が円滑になされることが期待される。

（4）定期的な情報・意見交換

関係機関と定期的な情報交換、意見交換の場を設けることは、お互いの持つ情報を、特に専門的な情報を共有することができるという意味で有意義である。

上記の訓練、研修、人事交流やこうした意見交換の場は、知識や技術の修得に加え、これらの機会を通して、関係機関の職員と顔の見える関係を築くことができるという面でも大きな利点があるといえる。危機発生時の際に、

面識のある相手に対しては連絡調整が円滑に行われることが期待できるため、あらかじめ顔の見える関係を築いておくことで迅速で正確な対応が可能となる。

危機管理研究会の開催（神奈川県横須賀市）

事例紹介

横須賀市が消防機関、医療機関、警察、陸上・海上自衛隊、海上保安部、防衛大が参加する研究会を定期に開催し、情報や意見交換を実施。「顔の見える」連携体制の構築を目的として実施されている。

2 都道府県との連携

危機発生時には、市町村単独では達成できない事柄が多く発生することが予想され、人的・物的資源の不足や、広域的な対応が必要となる事柄については、都道府県と連携して実施する必要がある。危機発生時の連携の実効性を確保するためには、平時から連絡調整を密にしておく必要がある。都道府県との間では、市町村としての対応の限界を認識したうえで、危機発生時の役割分担について協議しておくことが求められる。また、専門家とのネットワークの構築など、平時より対策の必要のある事項については、都道府県と連携しながら随時実施していく。

3 周辺市町村との連携

危機発生時には被害が甚大な市町村に対して、周辺の市町村から応援を実施することが考えられる。そのため、平時より周辺市町村と、危機発生時の応援について協議し、協定を結んでおくことで、危機発生時の迅速で円滑な対応が期待される。なお、その際には、派遣に要した費用負担などについて明確にしておくことが有効である。派遣に要した費用は原則応援を受けた団体が負担することとなっている（災害対策基本法第92条）が、費用負担を伴う応援の依頼は、被災団体の担当者が躊躇してしまい対応が遅れる可能性がある、ということには留意が必要である。そのような事態を避けられるよう、事前に派遣団体側が費用を負担する場合について明らかにすることなどが考えられる。

4 医療機関（医師会等）、危機対応機関（警察、自衛隊、海上保安本部、保健所等）との連携

（1）医療機関（医師会等）

危機発生時には多数の傷病者が発生する場合が考えられ、市町村は住民に対する医療の提供について医療機関と連携して対応をとらなければならない。その際、保健所等を通して地元医師会などと連携することで、組織的な対応が期待される。地震等の災害発生時には、医療機関自身も被害を受けることが予想されるため、**医療機関において災害対応マニュアルが作成されていることが望ましく**、市町村としてもその作成や内容についての調整のための協力をしていくとともに、病院や設備の耐震化などについて、事業者と協力して推進することが求められる。

(2) 危機対応機関(警察、自衛隊、海上保安本部、保健所等)

消防機関の職員を危機管理専門職員として当てることと同様に、警察や自衛隊等の危機管理対応機関においても、上記共通事項に加え、警察OBや自衛隊OBなどを危機管理専門職員として採用することで、市町村の危機対応力の向上と関係機関との円滑な連携を図ることが考えられる。

5 事業者との連携

危機発生時には、ライフラインの機能維持や、物資の確保などについて、民間事業者との連携が大きな課題となる。消防庁においても平成17年度に「災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会」を開催し、事業所の防災協力を促進するための環境整備について提言を取りまとめている。危機発生時に各事業者との円滑な連携を実現するためには、平時より危機発生時のための協定を結んでおくこと等が重要であり、以下では、具体的にどのような事業者との協定が考えられるのかを例示する。

(1) ライフライン関係事業者(電気・ガス・水道等)

ライフライン関係事業者との間では、危機発生時に飲料水や電気、ガス等が提供されるための機能の維持や、ガス管、水道管の破損による2次災害の防止などについての協定を結ぶことが有効である。**住民の安全に関わる事項であるため、危機発生時に迅速に機能するような内容の協定が求められる。**

(2) 食品・流通事業者

危機発生時に住民が避難生活を強いられる事態になると、食料の確保が大きな問題となる。事前の備蓄には限界があるため、危機発生後に市町村が調達しなければならないが、その際に、**食品事業者や流通事業者から食料の提供を受けるといった内容の協定を結んでおくことで、円滑な対応が可能となる。**

(3) 土木・建築事業者

避難所が設置される場合、避難所においてトイレの不足が大きな問題となると考えられるため、市町村は仮設トイレの調達を迫られる。民間の建設事業者等と事前に協定を結ぶことで、危機の際に仮設トイレの貸与を受け、十分な数を住民に提供できることが期待される。また、地震災害時などは、事態が落ち着いた後の災害復旧に関する連携についても有効である。

(4) 放送事業者

危機発生時の情報発信については、ラジオやテレビによる放送が有効であるため、地域の放送事業者と危機発生時の緊急情報放送について協定を結んでおくことが有効である。

(5) 福祉事業者

危機発生時には、在宅あるいは避難所の高齢者や障がい者への対応力が不足する可能性があり、組織的な対応が必要になると考えられる。そのため、福祉事業者と協定を結び、危機発生時に組織的な介護サービス等の提供を受けられるようにしておくことが考えられる。

(6) 運送事業者

危機発生時には周辺市町村等あるいは全国より救援物資の提供を受ける場合が考えられ、その搬送に関して運送事業者と協定を結ぶなどして連携しておくことは効果的である。特に、純粋な搬送に加え、搬送された物資の積み降ろしまでを考えた現実的な対応が求められる。

防災対策協力企業・団体の登録（宮城県気仙沼市）

災害発生時において、それぞれが保有する資源、機能等の提供により防災活動への協力を申し出た民間企業・団体を登録し、公表することにより 災害対応能力の強化と防災意識の高揚を図るもの。



6 専門家との連携

鳥インフルエンザ等の感染症への対応など、対処に専門的な知識が必要となるような危機が発生した場合、専門家に意見を聞く必要が生じるため、危機発生時に協力を仰げるような関係を平時より築いておくことが望ましい。小規模団体においては、平時より専門家との関係を維持するのは困難な場合が考えられるが、そのような場合には、県を通じて危機発生時に連絡をとれるようにしておくなど、なんらかの形でネットワークを築いておくことが求められる。

第5章 平時における対応のあり方（3）—地域住民との連携—

1 地域コミュニティとの連携

（1）自治会

住民の居住地区単位で組織されている自治会は、地域住民との連携を図るうえで重要である。自治会を通して、避難所・避難経路の住民への周知や災害時要援護者の把握などに努めるとともに、消防団への入団の促進や、自主防災組織の普及などを実施する。自治会との連携においては、窓口となる自治会長などとの連絡調整を密にするため、定期的に連絡会議を開催するなど取組を実施することが望ましい。また、災害時に孤立する可能性のある地域の自治会に衛星携帯通信等の通信手段を確保しておくなど、地域特性により個別の対応が必要な場合も考えられる。

（2）自主防災組織、NPO等

地域住民による組織として自主防災組織があるが、近年では防災NPOなども結成されて活動している。こうした防災を目的とする組織に対しては、防災リーダーの育成支援や、研修会の実施などにより、地域防災の主体となることのできるよう組織力の育成を図ることで、危機発生時の地域の対応力を強化することができる。

（3）学校

平時より学校を中心とした教育機関と連携することは、防災安全教育の実施に関して成果をあげることにつながると考えられる。市町村の危機管理担当部署の知見を学校関係者と共有することで、より教育の効果を高めることができる。また、学校の体育館は避難所に指定されている場合も多いため、危機発生時の防災拠点として、平素よりその対応について連携を図っていくことは効果的である。

2 地域住民とのネットワークの形成

（1）住民への情報伝達手段

危機が発生した際には、住民への危機に関する情報や避難勧告の伝達が極めて重要となる。そのためには事前に住民への情報伝達手段を整備しなければならないが、財政上の制約もあり、その整備には工夫も必要となる。同報系防災行政無線の整備が遅れている地域においても、コミュニティFMの活用や、自治会と連携した無線システムの利用などにより伝達手段を確保することが必要となる。

緊急告知FMラジオ（新潟県燕市）

事例紹介

電源が OFF になっていても、緊急事態が発生した場合に起動発信操作により、強制的にラジオの電源を ON にさせ、住民に素早く確実に災害情報を伝えるシステム



☆情報内容

- ・避難準備情報
- ・避難勧告
- ・避難指示 など

☆配付対象者

- ・70歳以上の高齢者のみの世帯
- ・障がい者のみの世帯
- ・介護保険サービス事業所
- ・避難施設
- ・自治会長
- ・民生児童委員 など

地域情報無線伝達システム（エアートーク）（福岡県大牟田市）

事例紹介

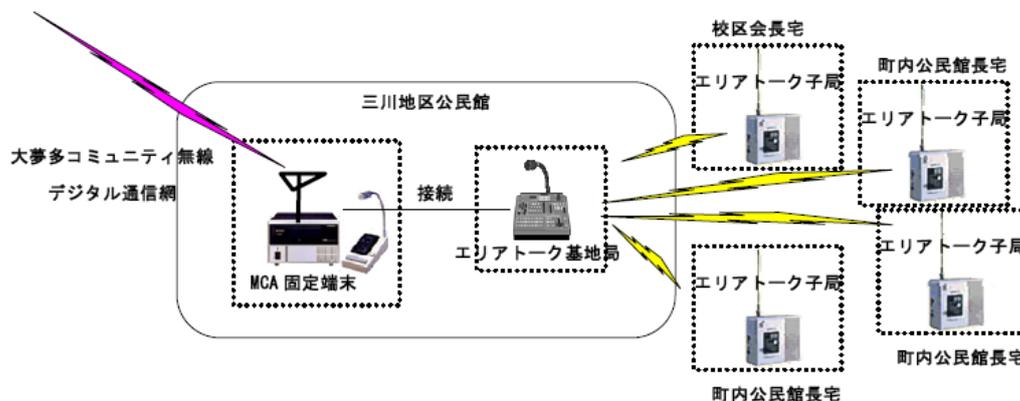
市の指定避難所である地区公民館（公共施設）から、無線を使って各町内公民館長等の自宅に設置した個別受信機に地域の情報や行政連絡、緊急情報を伝達するシステム。

通常は地域の連絡用に活用されており、緊急時には、市が設置した地域防災行政無線「大夢多（おおむた）コミュニティ無線」（デジタルMCA）と連動しており、市役所からの緊急情報を、各町内公民館長等の自宅まで瞬時に伝達することもできる。今後は J-ALERT とも接続を予定している。

☆設置箇所

基地局→地区公民館（公共施設）

受信機→町内公民館長等の自宅



（2）災害時要援護者対策

市町村は、地域の災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。そのためには、地域における高齢者や障

がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、そのそれぞれについて、**危機発生時に誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を策定する必要がある。**避難支援プランの策定に際しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等を参考に、災害時要援護者に関する情報の取扱い等に注意し、社会福祉協議会や民生委員等と連携して、その作成に努める必要がある。

(3) 顔の見える関係の構築

危機発生時に、住民が市町村職員の顔を知っている場合、知らない場合よりも対応が円滑に進むということがいわれており、市町村職員は、危機管理の観点からも地域住民と顔の見える関係を構築しておくことが求められる。**地域コミュニティを通じて機会を得るなどして、住民と顔を合わせる機会を増やすよう市町村職員それぞれが心がけることが重要である。**

3 地域住民の危機管理意識の醸成

市町村においては、平時より自治会等への働きかけや、訓練の実施などを通じて地域住民の危機管理意識を醸成するよう努めなければならない。その際**地域住民に対しては、いざ危機が発生した場合には、実質的に期待できる公助は比較的小さい、ということについてしっかり説明し、危機発生時に行政に過度に依存しないで済むだけの対応力を備えるよう、意識の醸成を促進する必要がある。**

(1) 住民参加の訓練の実施

住民の危機管理意識を直接的に醸成する方法としては、危機の発生に対する訓練の実施がある。訓練は、具体的な事案を想定して実施されるため、住民がイメージしやすく、意識を醸成させるといって高い効果が期待できる。また、避難所や避難経路の確認など具体的な対処方法を学ぶことができるため、**実際的な効果が得られると考えられる。**

(2) 継続的なリスクコミュニケーションの実施

危機管理に関して住民と市町村職員で意識を共有するためには、市町村担当者が一方的に情報を伝えるだけではなく、**双方向のリスクコミュニケーションを実施することが有効である。**そのためにはリスクコミュニケーションの実施のための場が必要となるため、訓練のほか、地域コミュニティの集会の際に市町村職員が参加するなど機会を見つけ、積極的に実施していくよう努める。

お わ り に

本報告書では、検討会において議論された内容をもとに、市町村において危機に的確に対応するために必要とされる役割や実施すべき事項について整理するとともに、市町村における総合的な危機管理体制の整備として、危機発生時における対応のあり方、平時における対応のあり方についていくつかの提言を行った。

危機への対応は、危機管理担当部局に留まるものではなく、全庁的な取組が必要であり、平素から職員全員が高い意識を持って危機に備えることが重要である。また、国や都道府県、医療機関などの関係機関と連携し、全体として対応することが不可欠である。

なお、平時における全庁的な危機管理意識の醸成や危機発生時の適切な対応には、首長がリーダーシップを発揮して取り組むことが極めて重要となる。

市町村においては、こうした危機管理に臨む基本的なスタンスについて改めて認識した上で、本報告書を受けて、自らの総合的な危機管理能力について確認し、長期的な視点からあるべき危機管理体制の実現に取り組んでいただきたい。

地方公共団体を取り巻く経済情勢は厳しさを増しているが、危機管理に関する事業の実施については、住民の安全を守る観点から他の事業に優先して実施することが求められる。また、本報告書には、財政支出をそれほど伴わない内容も多く含んでおり、危機管理体制の整備に活用できると思われる。

また、総務省消防庁においては、各市町村における検討に資するため、本報告書における提言を踏まえ、危機管理指針等について適切な助言を行うなどにより、市町村における総合的な危機管理体制の充実に尽力されたい。

平成 21 年 3 月

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
座 長 中 邨 章

地方公共団体における総合的な危機管理体制の
整備に関する検討会 委員

(座長)

なかむら 中 邨 あきら 章 明治大学危機管理研究センター所長

(委員)

いじま 飯島 よしお 義雄 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

うちこし 打越 あやこ 綾子 成城大学法学部准教授

かきはら 笠原 よしひこ 芳彦 長岡市理事危機管理監事務取扱

きつかわ 吉川 としこ 肇子 慶應義塾大学商学部准教授

ささき 佐々木 まこと 誠 秋田県知事公室長兼危機管理監

たに 谷 としあき 俊明 京丹波町総務課長

なんぶ 南部 たけお 竹男 さいたま市危機管理監

のぐち 野口 かずひこ 和彦 (株)三菱総合研究所研究理事

はせがわ 長谷川 しょういち 彰一 総務省消防庁総務課長

はら 原 あきよし 昭佳 松本広域消防局長

ふかさわ 深澤 よしのぶ 良信 総務省消防庁国民保護・防災部参事官

やまと 大和 ひろふみ 裕史 姫路市消防局長兼危機管理担当理事

(オブザーバ)

おおば 大庭 せいじ 誠司 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官

(五十音順・敬称略)

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会 開 催 要 綱

(目的)

第 1 条 自然災害・異常気象の頻発・大規模化、顕在化又は新たに生じた危機管理事案（社会インフラ関係の事故、テロ、新たな疫病等）に鑑み、地方公共団体の総合的な危機管理体制の整備について検討する。

(検討会の開催等)

第 2 条 前条の目的を達成するため、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。

- 2 検討会は、別に定める委員により組織する。なお、検討会には、委員本人に代えて、代理の者を出席させることができるものとする。
- 3 委員の任期は、平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、必要に応じ延長を妨げないものとする。
- 4 検討会に、委員の互選により座長を置く。

(検討会の庶務)

第 3 条 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室においてこれを処理する。

(その他)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、第 1 条に掲げる目的を達成するために必要な事項については、座長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
開催経過（平成20年度）

《 平成 20 年 》

6月13日 【 第12回会議 】

- 検討会開催の背景、目的及びこれまでの検討結果について
- 今後の検討会の進め方及びスケジュールについて
- 市町村における危機管理体制の論点について
- 市町村における危機管理体制の調査について

10月6日 【 第13回会議 】

- 市町村における総合的な危機管理体制についての調査結果について
- 委員事例発表
- 市町村における危機管理体制の論点整理について
- 現地視察について

11月19日 【 第14回会議 】

- 平成20年度報告書概要（案）について

《 平成 21 年 》

1月26日 〈 輪島市・志賀町 現地調査 〉

1月27日 〈 金沢市 現地調査 〉

1月28日 【 第15回会議 】

- 現地視察結果について（報告）
- 平成20年度報告書（案）について

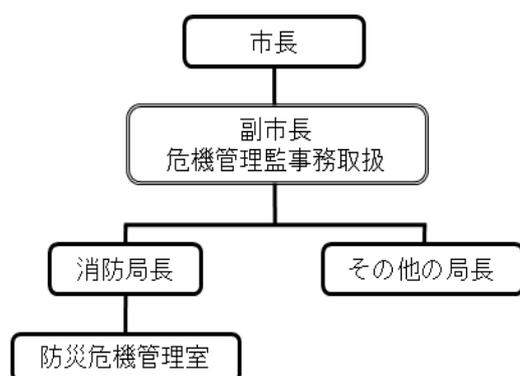
2月23日 【 第16回会議 】

- 平成20年度報告書（案）について

危機管理担当部署組織例

① 副市町村長が危機管理担当幹部となる場合

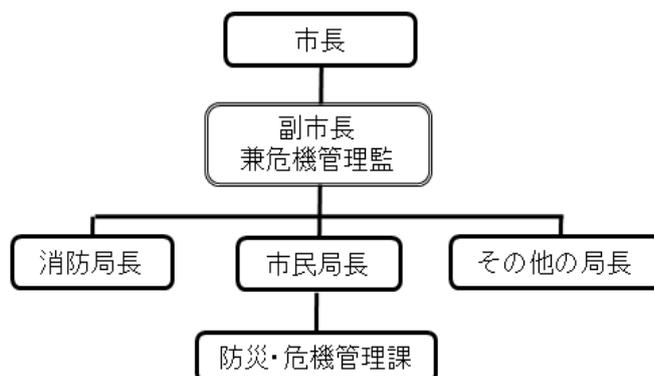
(例：京都市)



特長

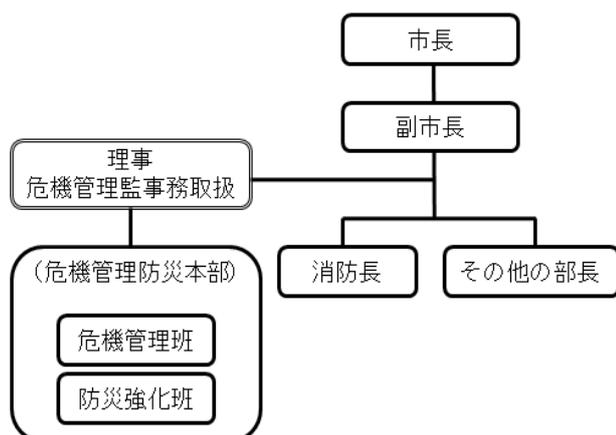
- 副市長が危機管理担当幹部を兼ねることにより、全庁的な調整が実施しやすくなる。

(例：福岡市)



② 副市町村長と部（局）長の中に危機管理担当幹部を設置する場合

(例：長岡市)

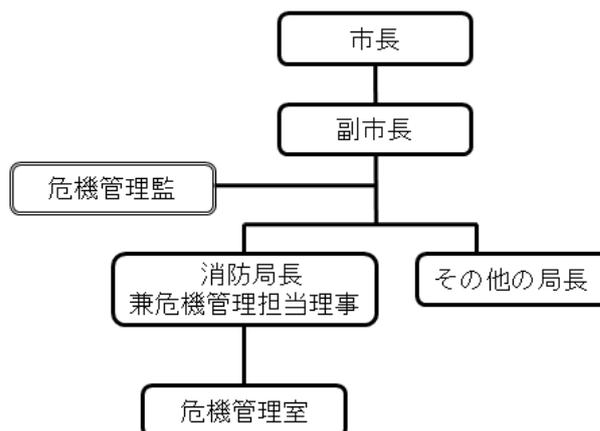


特長

- 危機発生時に全庁的な調整が実施でき、平時には危機管理監が危機管理関係事務に専念できる。

(例：姫路市)

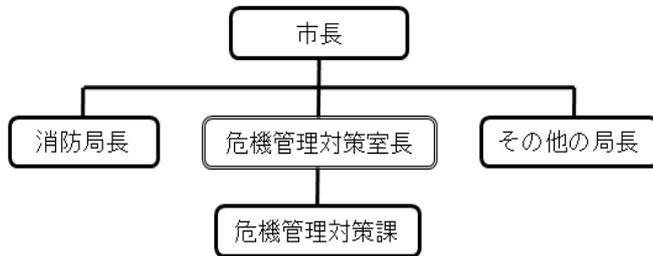
※姫路市のケースは次頁の④にも該当



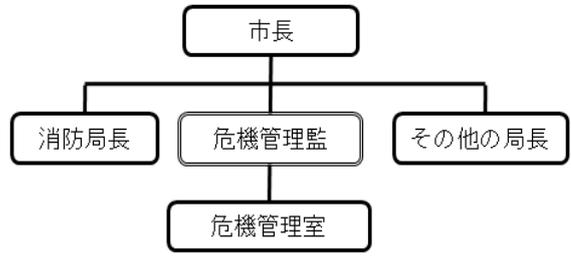
③ 部（局）長級の危機管理担当幹部が危機管理担当部署を統括する場合

※町村においては、総務・企画担当課（室）を担当部署とし、その課（室）長を担当幹部としている割合が高い。

（例：札幌市）



（例：大阪市）

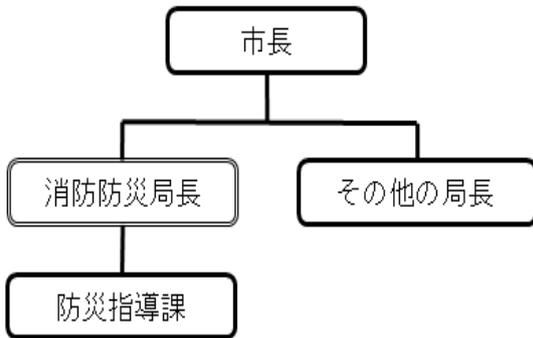


特長

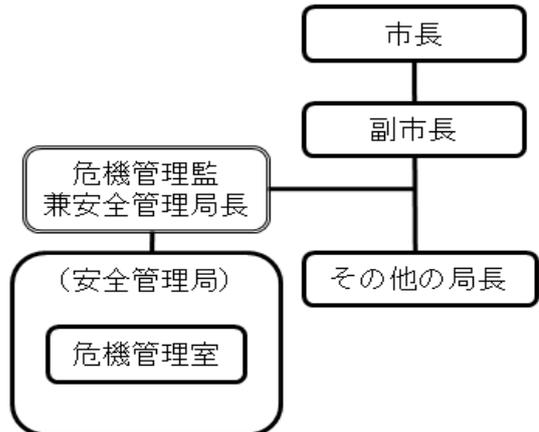
- ・平時より危機管理監が危機管理関係事務に専念できる。

④ 消防（局）長が危機管理担当幹部として危機管理担当部署を統括する場合

（例：静岡市）



（例：横浜市）

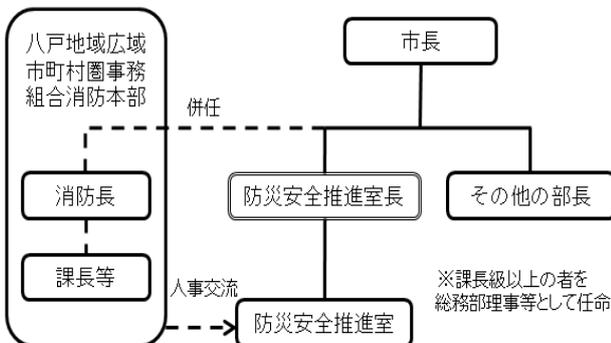


特長

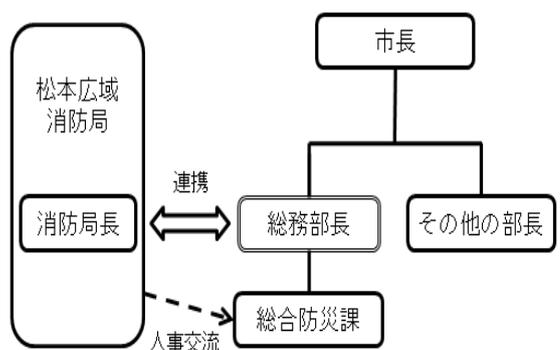
- ・実働部門である消防機関と危機管理との円滑な連携がとりやすくなる。

⑤ 組合消防本部と連携する場合

（例：八戸市）



（例：松本市）



特長

- ・組合消防との担当課における人事交流などにより平時からの連携が可能になるほか、組織上の対応（例：八戸市）により危機発生時の対策本部における円滑な連携が期待できる。

市町村における総合的な危機管理体制 についての調査結果

～ 調査の概要 ～

◆ 本調査の実施目的

本調査は、平成18年に発足した「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」(事務局:消防庁国民保護室)において実施するものであり、市町村における危機管理体制の整備に係る取組状況を把握することを目的としている。

◆ 調査基準日

2008年4月1日

※平成20年7月1日に合併した福島県福島市(旧飯野町を編入)においては、新団体の平成20年7月1日時点での調査とした

◆ 調査対象

市町村(東京23区(一般市扱い)を含む)

◆ 調査票の回収状況

1810団体回収(回収率100%)

◆ 調査の前提事項

調査の対象となる危機管理事案は、

- I 当該地方公共団体において発生する、住民の生命、身体又は財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案(「住民」には当該地方公共団体に住所を有しないもの(例:観光客)を含む。)
- II 当該地方公共団体が、全庁的又は部局横断的に事態への対応に取り組むべき事案の両方を満たすものであり、具体的には以下のような事案を想定している。
 - ① 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、噴火等の自然災害
 - ② 鉄道、船舶、発電所、危険物、貴団体所有施設等の大規模な事故等
 - ③ 弾道ミサイル、航空機等による武力攻撃
 - ④ 爆発物、化学剤、生物剤、放射性物質又は核物質若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロ等
 - ⑤ 感染症等の発生事案(SARS、O157、新型インフルエンザ等)
 - ⑥ その他各団体の状況等により危機管理事案と判断されるもの

◆ 調査票の構成

- I 危機管理組織
- II 危機発生時の体制
- III 人材育成
- IV 各種連携
- V 危機管理体制の点検・評価・見直し
- VI 危機管理指針
- VII その他

◆ その他

- ・ 複数回答可の設問については、各欄の回答数を母数で除したパーセンテージを計上しているため、合計が100%とならないものも有。
- ・ 割合に応じた枠の色は、～10%、～30%、～50% ～80%、～100%で区分している。

I 危機管理組織(平時)

1 組織全般

(1)行政体制

※ 「一般市」は市のうち、指定都市、中核市及び特例市を除いたものをいいます。

指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
17	39	43	707	811	193

(2)消防体制

※ 「一部事務組合」は地方自治法第284条第2項、「広域連合」は同条第3項、「事務委託」は同法第252条の14第1項に規定するものをいいます。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
非常備消防	0%	0%	0%	0%	2%	15%
単独消防	94%	87%	81%	50%	8%	1%
消防事務委託※	0%	0%	0%	4%	10%	10%
広域消防(一部事務組合)※	6%	13%	16%	39%	74%	55%
広域消防(広域連合)※	0%	0%	2%	6%	6%	19%

指定都市や中核市など、規模の大きな団体では単独消防の体制をとっている団体が多いが、規模が小さくなるにつれて一部事務組合などで広域の体制をとっている割合が高まる。村においては、非常備の団体が15%を超える。

2 危機管理担当部署

(1) 危機管理担当部署の所属部局※1について、該当する欄に○を付けてください。

- ※1 「危機管理担当部署」とは、全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合には一義的に全庁的な連絡調整を担当し、平素は防災・国民保護等を担当する「課(室)」をいうこととします。また、部局制を敷いていない場合は、部局を「部門」等と読替えることとします。以下同じ。
- ※2 「危機管理担当部局」とは、防災、国民保護等の危機管理のみを担当している部局をいうこととします。
- ※3 「首長部局」とは、消防局・消防本部を除いた行政部門のことをいうこととします。以下同じ。
- ※4 「生活環境」とは、清掃、公害防止、環境保護、上下水道等の住民の暮らしに関わる業務をいうこととします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理担当部局※2 (首長部局※3)	29%	31%	42%	20%	6%	5%
総務・企画担当部局(首長部局)	29%	49%	40%	63%	83%	85%
生活環境担当部局※4(首長部局)	6%	3%	2%	9%	7%	8%
その他部局(首長部局)	12%	8%	9%	6%	3%	2%
消防局・消防本部	24%	10%	7%	2%	1%	0%

規模の大きな市においては危機管理担当部局が担当している割合が高く、規模が小さくなると総務・企画担当部局が担当している割合が高くなる。
また、指定都市や中核市においては、消防局・消防本部が担当する割合も高い。

(2) 市町村の業務のうち、危機管理担当部署が所管するものについて、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

- ※ 「総務業務」「企画業務」「生活環境業務」についてはその一部を所管していれば、該当することとします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
防災業務	88%	100%	100%	98%	98%	96%
国民保護業務	100%	100%	100%	99%	99%	97%
防災・国民保護以外の危機管理業務	88%	72%	67%	64%	73%	75%
総務業務※	0%	15%	12%	36%	74%	87%
企画業務※	0%	3%	2%	4%	18%	36%
生活環境業務※	0%	5%	7%	11%	14%	13%

指定都市が危機管理業務に完全に特化しているのに対し、団体の規模が小さくなるにつれ、他の業務の担当を兼ねている割合が高くなっている。

(3) 危機管理担当部署の危機管理事案毎の役割(※1)について、該当する欄に○を付けてください(※2)。

※1 1～6(表側上から1～6)について、同じ番号であっても事案毎に対応が異なる場合は主となる対応で結構ですのでいずれかを選択してください。

- ※2 ① 危機管理担当部署が事案対応、情報管理(首長への報告、マスコミや問い合わせへの対応等をいうこととします。)及び全庁的な連絡調整の全てを担当する
 ② 危機管理担当部署は情報管理及び全庁的な連絡調整を担当し、他の部署が事案対応を担当する
 ③ 危機管理担当部署は情報管理を担当し、概ね他の部署が事案対応及び全庁的な連絡調整を担当する
 ④ 他の部署が事案対応から連絡調整まで全てを担当する(危機管理担当部署は関わらない)

指定都市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	50%	44%	13%	0%
大規模な事故等	50%	44%	13%	0%
武力攻撃	63%	44%	0%	0%
大量殺傷型のテロ等	63%	44%	0%	0%
感染症等の発生事案	6%	63%	19%	19%
その他	19%	25%	25%	38%

中核市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	38%	62%	0%	0%
大規模な事故等	33%	56%	5%	5%
武力攻撃	49%	51%	0%	0%
大量殺傷型のテロ等	44%	54%	3%	0%
感染症等の発生事案	0%	44%	33%	23%
その他	3%	46%	23%	28%

特例市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	17%	76%	0%	0%
大規模な事故等	20%	65%	9%	0%
武力攻撃	22%	72%	0%	0%
大量殺傷型のテロ等	22%	72%	0%	0%
感染症等の発生事案	0%	37%	35%	22%
その他	9%	39%	24%	22%

一般市	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	51%	50%	2%	0%
大規模な事故等	34%	53%	12%	4%
武力攻撃	59%	42%	2%	0%
大量殺傷型のテロ等	53%	46%	3%	0%
感染症等の発生事案	5%	43%	28%	27%
その他	22%	40%	19%	22%

町	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	60%	41%	2%	1%
大規模な事故等	52%	43%	6%	3%
武力攻撃	71%	30%	2%	0%
大量殺傷型のテロ等	65%	34%	4%	1%
感染症等の発生事案	11%	47%	22%	24%
その他	44%	39%	10%	11%

村	全て	連絡調整	情報管理	他の部署
自然災害	62%	36%	3%	0%
大規模な事故等	58%	38%	4%	2%
武力攻撃	75%	24%	2%	1%
大量殺傷型のテロ等	73%	26%	2%	1%
感染症等の発生事案	14%	41%	26%	20%
その他	57%	31%	8%	5%

指定都市においては、全てを担当している団体や連絡調整を担当している団体など比較的ばらつきがあるが、中核市・特例市は連絡調整に特化している割合が高く、町村においては危機管理担当部署が全てを担当している割合が高くなっている。

また、感染症など特殊な事案に対しては、危機管理担当部署は連絡調整や情報管理に専念し、他の部署で事案対応を行う団体の割合が高い。

3 危機管理担当幹部

(1) 貴市町村の危機管理担当幹部※の有無及び所属組織について、該当する欄に○を付けてください。

※ 全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、首長を補佐して危機管理を行う者をいうこととします。以下同じ。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
有（首長部局）	71%	82%	88%	86%	88%	86%
有（消防局・消防本部）	12%	8%	2%	1%	1%	1%
有（首長部局、消防局・消防本部を兼務）	18%	5%	2%	3%	5%	9%
無	0%	5%	7%	10%	6%	4%

危機管理担当幹部は首長部局に置いている団体がほとんどであるが、指定都市においては首長部局と消防局・消防本部を兼務している割合が高い。また、一般市においては担当幹部を置いていないところも多く見られる。

(2) 貴市町村危機管理担当幹部の階級について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
部（局）長級より上	35%	10%	14%	9%	6%	3%
部（局）長級	65%	59%	60%	47%	10%	2%
部（局）次長級	0%	10%	5%	7%	2%	3%
課（室）長級	0%	8%	14%	25%	73%	84%
課（室）長補佐級	0%	8%	0%	3%	3%	4%

指定都市においては全団体が部局長级以上であり、規模が小さくなるにつれ次長級や課長級の割合が高まる。町村においては部局制をとっていない団体が多いためか課長級の団体の割合が高い。

(3) 貴市町村危機管理担当幹部の業務の位置付けについて、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理関係業務のみ	47%	59%	30%	12%	2%	1%
危機管理関係業務を主、他の業務は従	6%	3%	12%	8%	5%	4%
危機管理関係業務と他の業務は同列	47%	33%	51%	70%	88%	92%

指定都市や中核市では危機管理業務のみを担当している団体が多いが、小規模団体ではその他の業務と同列の扱いとしている団体が多い。

(4) 貴市町村危機管理担当幹部が所管する危機管理事案について、該当する欄に○を付けてください※。(複数選択可)

※ 全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、首長の意思決定を支援し、対策本部の動きを統括することを意味します。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
自然災害	100%	90%	91%	89%	93%	94%
大規模な事故等	100%	87%	88%	75%	83%	81%
武力攻撃	100%	95%	93%	88%	91%	90%
大量殺傷型のテロ等	100%	92%	88%	85%	89%	87%
感染症等の発生事案	76%	49%	42%	36%	41%	38%
その他	41%	44%	37%	47%	72%	81%

自然災害など主な危機管理事案については担当幹部が所管しているものの、感染症等その他の事案については指定都市と他の団体で差がある。また、町村においては、その他に含まれる様々な事案についても、危機管理担当幹部が所管している。

4 一般部署

一般部署※1における危機管理への取組みについて、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

※1 「一般部署」とは、危機管理担当部署でない部署をいうこととします。以下同じ。

※2 各部署がその担当する業務に関連して、当該地域の地理的、社会的特徴等（地形、気候、人口分布、各種重要施設の位置等）から危機に至る因子を把握し、その対処について定めておくことをいいます。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
緊急連絡又は対応責任者の設定	100%	92%	88%	83%	79%	70%
部署内の緊急連絡網の作成	100%	97%	95%	90%	75%	59%
危機発生時の関係連絡先の把握	94%	87%	81%	81%	79%	73%
危機発生時の役割の明確化・職員への周知	88%	79%	81%	67%	66%	64%
対処マニュアルの作成※2	76%	72%	42%	31%	18%	12%

緊急連絡・対応責任者の設定など、全体として規模が大きいほどより多くの団体が取り組んでいるが、危機発生時の役割の明確化や対処マニュアルの作成等は、特に小規模団体における取組が遅れている。

II 危機発生時の体制

1 24時間即応体制

(1) 通常勤務時間外の危機発生時に備えた宿直体制について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

- ※1 危機管理担当部局(部局制を敷いていない団体においては危機管理担当部署をいいます。以下同じ。)の職員又は危機管理担当部局への在籍、研修の受講等により、危機管理対応を行う能力のある職員をいいます。危機管理担当部局に限定せずに、職員でローテーションを組んでいる場合は含みません(2に該当します。)
- ※2 首長部局の連絡担当者、連絡方法等が明確に定まっている場合のみをいいます。なお、単独消防に限らず広域消防の場合も含みます。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
首長部局の危機対応可能職員※1	18%	3%	0%	3%	3%	4%
首長部局の一般職員	18%	3%	5%	15%	29%	46%
消防局・消防本部※2	82%	64%	65%	36%	16%	8%
民間会社に委託	0%	0%	0%	1%	2%	1%
特段の体制は敷いていない	6%	72%	58%	67%	65%	52%

指定都市以外では、首長部局の危機対応可能職員が宿直体制をとっている団体は少ない。指定都市に比べて中核市・特例市では首長部局の一般職員が宿直体制をとっている割合が低い一方、一般市・町村では、規模が小さいほどその割合が高くなっている。消防局・消防本部で宿直体制をとっている団体の割合は、規模が小さくなるにしたがって低くなっている。

(2) 通常勤務時間外の危機発生時における首長への連絡方法について、該当する欄に○を付けてください。

※ 部局制を敷いていない団体においては部署（課室に相当。）をいうこととします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
宿日直から首長に直接	0%	0%	0%	2%	7%	9%
宿日直から首長の秘書へ	6%	0%	5%	5%	3%	4%
危機管理担当幹部を通して	47%	23%	35%	26%	34%	35%
事案の担当部局※の責任者から	41%	69%	58%	60%	50%	42%
システムを用いて自動的に	6%	3%	2%	3%	1%	1%
その他	0%	5%	0%	4%	4%	6%
決まっていない	0%	0%	0%	1%	2%	4%

指定都市では危機管理担当幹部を通して連絡を取っている割合が高いが、その他の団体では、事案の担当部局の責任者が連絡を取っている割合が高い。ただし、町村においては、宿日直者から直接首長に連絡をとっている団体の割合が高くなっている。

(3) 通常勤務時間外の危機発生時における事案に応じた緊急参集基準について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
地域防災計画及び国民保護計画の対象となる事案について設定	41%	77%	70%	83%	81%	72%
上記に加えて想定される事案について設定	59%	23%	28%	15%	14%	17%
設定していない	0%	0%	2%	2%	5%	11%

指定都市をはじめ規模の大きな団体においては、計画の対象となる事案に加えて想定される事案について緊急参集基準を設定しているが、規模が小さくなるにつれ、計画の対象となる事案に限定されている。また、町村では基準を設けていない団体も多い。

(4) 通常勤務時間外における迅速な危機対応を担保するために設定している職員の居所に係る制限について、該当する欄に○を付けてください。(複数回答可)

※ 参集の時間制限について、移動の手段は問わないものとします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
参集時間による制限※	12%	5%	7%	2%	2%	2%
距離による制限	0%	3%	2%	4%	1%	1%
区域による制限	0%	3%	7%	4%	3%	2%
公舎への入居	29%	3%	0%	1%	0%	1%
その他の制限	0%	0%	2%	3%	2%	4%
設定していない	82%	95%	81%	90%	93%	92%

指定都市や特例市においては参集時間や区域による制限を設けている団体があるが、全体として制限を設けていない団体が多い。指定都市においては、危機対応可能な公舎を設けている団体も多い。

2 危機管理対策本部

(1) 危機管理対策本部の活動場所※1について、該当する欄に○を付けてください。

- ※1 危機管理対策本部の活動場所とは、対策本部要員（対策本部において各種作業を行う事務員のことであり、対策本部会議の本部員（幹部級）とは異なります。）が活動する場所のことをいいます。
- ※2 危機管理センターとは、全庁的な対策本部を設置するような危機発生時において、本部要員が情報を収集・整理・伝達するために設けられている常設・専用の場所であって、一定の設備が配備されているものをいいます。名称に「センター」と含まれるか否かは問わないこととします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理センター※2	41%	36%	9%	9%	5%	6%
マニュアルに基づき、通信機器が配備可能な会議室等	41%	41%	56%	39%	27%	23%
マニュアルはないが、通信機器が配備可能な会議室等	18%	18%	23%	35%	50%	54%
マニュアルに基づき、通信機器が配備できない会議室等	0%	0%	12%	10%	11%	5%
マニュアルもなく、通信機器も配備できない会議室等	0%	5%	0%	8%	8%	11%

指定都市や中核市においては危機管理センターが整備されている団体が多いが、規模が小さくなるにしたがいマニュアル及び通信機器の整備が済んでいない団体が多くなっている。

(2) (1) の活動場所が使用不能になった場合に代替的に活動を行う場所について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
あらかじめ設定し、職員に周知	76%	62%	47%	41%	21%	14%
設定しているが、職員に周知していない	12%	5%	14%	16%	17%	21%
設定していない。	12%	33%	40%	43%	62%	65%

あらかじめ設定し、かつ職員に周知している団体は、小規模団体ほどその割合が低くなり、一方で代替的な活動場所を設定していない団体は、小規模団体ほどその割合が高くなっている。

(3) 危機管理対策本部を運営していく際の一般部署からの応援体制について、該当する欄に○を付けてください。

※ 応援体制のルールとは、危機管理対策本部を運営していく上で必要となる人員を見積もり、一般部署から拠出すべき人数をあらかじめ割り当てておくこと等をいうこととします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
応援要員・応援体制をあらかじめ設定	65%	62%	51%	44%	31%	25%
応援要員は未設定、 応援体制のルール※は設定	18%	10%	26%	26%	27%	26%
設定していない	18%	28%	23%	30%	42%	49%

規模の大きな団体においてはあらかじめ応援要員・応援体制を設定している割合が高い一方、規模が小さくなるにつれ設定していない団体の割合が高くなっている。

Ⅲ 人材育成

- (1) 職員等に対して行っている危機管理に係る教育等について、該当する番号の欄に○を付けてください。(複数選択可)
 なお、数年毎に行っているものも含まれます。

- ※1 首長にあっては、就任時の引継事項として危機管理に関する事項が盛り込まれていれば、○を付けてください。
 ※2 首長にあっては、適宜又は定期的に危機管理に関する業務説明を受けていれば、○を付けてください。
 ※3 危機対応機関とは、自衛隊、警察及び海上保安本部をいうこととします。以下同じ。

①首長	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	24%	21%	26%	25%	30%	25%
システム端末の操作研修	0%	3%	2%	1%	0%	1%
図上訓練	35%	38%	40%	23%	12%	9%
実動訓練	65%	69%	74%	51%	37%	32%
避難施設等の視察	18%	5%	16%	9%	9%	10%
採用時・昇格時等の危機管理研修	35%	31%	26%	15%	10%	7%
定期的な危機管理研修	41%	33%	37%	18%	16%	11%
危機対応機関への研修派遣	0%	0%	0%	0%	0%	0%

②危機管理担当職幹部	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	65%	62%	70%	50%	46%	47%
システム端末の操作研修	24%	28%	23%	13%	10%	13%
図上訓練	59%	56%	63%	36%	21%	13%
実動訓練	65%	67%	74%	57%	39%	34%
避難施設等の視察	59%	31%	40%	21%	17%	17%
採用時・昇格時等の危機管理研修	29%	21%	23%	10%	7%	3%
定期的な危機管理研修	65%	31%	33%	20%	14%	7%
危機対応機関への研修派遣	12%	3%	9%	3%	2%	1%

③危機管理担当職員	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	88%	95%	91%	84%	73%	66%
システム端末の操作研修	88%	85%	84%	72%	60%	61%
図上訓練	94%	74%	72%	53%	37%	23%
実動訓練	88%	85%	84%	69%	47%	40%
避難施設等の視察	59%	56%	51%	33%	25%	26%
採用時・昇格時等の危機管理研修	47%	21%	33%	13%	7%	7%
定期的な危機管理研修	65%	51%	49%	29%	21%	19%
危機対応機関への研修派遣	24%	18%	14%	6%	4%	4%

④一般職員	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
講演会への参加	59%	51%	26%	23%	19%	17%
システム端末の操作研修	35%	31%	16%	13%	12%	17%
図上訓練	76%	56%	40%	27%	14%	10%
実動訓練	76%	77%	74%	56%	37%	30%
避難施設等の視察	24%	18%	14%	8%	7%	6%
採用時・昇格時等の危機管理研修	71%	49%	56%	15%	4%	2%
定期的な危機管理研修	47%	26%	26%	13%	6%	6%
危機対応機関への研修派遣	0%	3%	5%	1%	1%	2%

各階級共通して、図上訓練及び実動訓練の参加割合が、規模が小さくなるにしたがい低くなっている。特に危機管理担当職員においてその差が大きい。採用時・昇格時及び定期的な危機管理研修についても同じ傾向が見られる。

また、各団体規模に共通して、危機管理担当職員、危機管理担当幹部、一般職員、首長という順に充実度が低くなっている。

(2) 危機管理担当職員の育成に係る長期的な取組状況（人材育成カリキュラムの作成、計画的な人事ローテーションの実施等）について、該当する番号の欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
取り組んでいる	12%	5%	7%	6%	4%	3%
取り組んでいない	88%	95%	93%	94%	96%	97%

長期的な取り組みが進んでいる団体は全体として少ないが、指定都市においては比較的多くの団体で取り組んでいる。

IV 各種連携

1 住民との連携

(1) 各種危機に関する住民との連携（協働）の状況について、該当する欄に○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
十分にできている	0%	0%	2%	2%	2%	5%
ある程度できている	88%	77%	60%	48%	46%	47%
あまりできていない	12%	23%	35%	46%	45%	39%
できていない	0%	0%	2%	5%	7%	9%

「十分にできている・ある程度できている」と「あまりできていない・できていない」を比べると、規模が小さくなるにつれ住民との連携ができている割合は低くなっている。

(2) 各種危機に関する住民との連携（協働）における課題について、該当する欄に○を付けてください。（複数回答可）

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
コミュニティの希薄化	88%	79%	81%	59%	29%	10%
高齢化・過疎化	76%	77%	65%	62%	63%	73%
危機管理意識の低さ	41%	62%	60%	60%	63%	53%
自助・共助意識の低さ	53%	51%	56%	45%	31%	16%
住民との窓口・接点の欠如	29%	15%	12%	17%	14%	12%

大規模団体においては、「コミュニティの希薄化」、「自助・共助意識の低さ」が課題と見られており、町村との差が特に大きくなっている。

(3) 各種危機に関して住民に普及啓発を行っている事項について、該当する欄に○を付けてください。（複数回答可）

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
自助・共助・公助の考え方	94%	95%	84%	72%	45%	27%
一般的な対処方法	82%	90%	84%	73%	60%	56%
地域特性に応じた危機発生要因の把握	76%	69%	47%	37%	22%	22%
避難場所	94%	85%	95%	92%	87%	80%

「自助・共助・公助の考え方」について、大規模団体で多くの団体が実施しており、(2)の課題意識を反映している。「地域特性に応じた危機発生要因の把握」についても同様の傾向が見られる。

(4) 各種危機に係る住民への普及啓発の方法について、該当する欄に○を付けてください。
(複数回答可)

※ 一般には、コミュニティトーク、わいわいミーティング等といわれているものです。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
広報誌への掲載	100%	95%	91%	90%	86%	73%
シンポジウム、講演会の実施	65%	62%	53%	34%	14%	6%
新聞への掲載	12%	13%	5%	3%	1%	0%
テレビ・ラジオでの放送	65%	67%	35%	16%	4%	7%
冊子・パンフレットの配布	94%	92%	91%	70%	58%	50%
映像資料(DVD等)の作成	29%	10%	5%	3%	1%	1%
メールの送信	47%	28%	33%	21%	4%	1%
ホームページの作成	100%	90%	93%	70%	35%	18%
防災訓練、国民保護訓練等への参加	94%	97%	95%	82%	60%	49%
自治会、町内会等への出張説明※	94%	97%	77%	60%	28%	17%

比較的多くの団体が実施している「広報誌への掲載」、「冊子・パンフレットの配布」、「防災訓練、国民保護訓練等の参加」を除けば、特に町村での取組状況が進んでおらず、「ホームページの作成」や「自治会、町内会等への出張説明」において、市と比べて実施割合が特に低くなっている。

(5) 自治会、町内会その他コミュニティ団体との危機対応に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

※ 自主防災組織とは災害対策基本法第5条第2項において規定するものをいう。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
代表者とその連絡先の把握	71%	79%	74%	78%	80%	80%
定期的な情報・意見交換	41%	33%	26%	19%	17%	18%
自主防災組織※の育成	94%	97%	98%	85%	62%	45%
訓練、研修等の共同実施	82%	74%	81%	62%	48%	39%

「自主防災組織の育成」、「訓練、研修棟の共同実施」について、町村での取組が市に比べて遅れている。

2 首長部局と消防との連携

(1) 首長部局と消防局・消防本部との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

※ 数年毎に行っている場合も含むこととします。以下同じ。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	97%	100%	94%	92%	88%
役割分担の明確化・職員への周知	100%	64%	67%	49%	33%	32%
定期的な情報・意見交換	76%	62%	63%	46%	43%	36%
研修、訓練等の共同実施※	82%	87%	79%	67%	44%	42%
人事交流(首長部局→消防局・本部)	88%	46%	49%	29%	6%	2%
人事交流(消防局・本部→首長部局)	88%	82%	72%	30%	5%	2%

「役割分担の明確化・職員への周知」や「研修・訓練の共同実施」について、小規模の団体では取組が遅れている。町村においては、人事交流を実施している団体はわずかな割合にとどまっている。

(2) 消防団との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
関係者とその連絡先の把握	65%	54%	60%	80%	90%	94%
定期的な情報・意見交換	47%	41%	33%	49%	55%	58%
研修、訓練等の共同実施	41%	69%	70%	71%	62%	60%

全体として、小規模団体の方が大規模団体よりも取組が進んでいる。

3 市町村間の連携

他の市町村※との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

※ 危機管理上必要と認める範囲の市町村（例えば、各種支援を求める可能性が高いと考えられる隣接市町村、県庁所在市等が該当。）との連携で結構です。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	94%	92%	95%	88%	93%	85%
定期的な情報・意見交換	76%	62%	63%	40%	42%	32%
研修、訓練等の共同実施	47%	28%	35%	18%	18%	22%
危機管理担当部署間の人事交流	0%	3%	2%	2%	3%	2%

「担当部署・担当者・連絡先の把握」についてはどの団体でも高い割合で実施しているが、「定期的な情報・意見交換」「研修、訓練等の共同実施」については、小規模団体での取組が遅れている。

4 都道府県との連携

都道府県との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	95%	100%	96%	96%	92%
定期的な情報・意見交換	71%	62%	47%	42%	34%	27%
研修、訓練等の共同実施	76%	64%	53%	39%	30%	21%
人事交流 (市町村→都道府県危機管理担当部署)	24%	0%	2%	4%	0%	1%
人事交流 (都道府県→市町村危機管理担当部署)	18%	0%	0%	2%	1%	1%

市町村間の連携と同様に、担当者・連絡先の把握等は実施されているが、意見交換や共同訓練の実施等については、小規模団体において取組が遅れている。

5 危機対応機関との連携

(1) 都道府県警察との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	95%	95%	90%	86%	82%
定期的な情報・意見交換	59%	54%	33%	31%	21%	22%
研修、訓練等の共同実施	65%	59%	56%	41%	17%	16%
人事交流(市町村→都道府県警察)	12%	5%	5%	0%	0%	0%
人事交流(都道府県警察→市町村)	47%	21%	12%	11%	2%	1%
警察職員OBの採用	24%	28%	16%	11%	4%	1%

都道府県との連携とほぼ同様の結果となっているが、指定都市においては、警察から市への人事交流が盛んに行われている。

(2) 自衛隊との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

※ 自衛隊については、陸海空の別及び師団、旅団等の組織レベルの別は問いません。以下同じ。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	92%	100%	84%	81%	69%
定期的な情報・意見交換	71%	46%	23%	19%	14%	10%
研修、訓練等の共同実施	76%	54%	51%	36%	13%	8%
人事交流(市町村→自衛隊)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
人事交流(自衛隊→市町村)	6%	0%	0%	0%	0%	0%
自衛隊職員OBの採用	41%	28%	16%	7%	2%	1%

小規模団体での取組が遅れている点では他の連携項目と同様だが、大規模団体での実施割合が高く、小規模団体との差が大きくなっている。
また、指定都市においては、半分の団体で自衛隊隊員のOBを採用している。

(3) 海上保安本部との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
海に面している	76%	59%	40%	38%	31%	22%
担当部署・担当者・連絡先の把握	82%	54%	40%	33%	27%	19%
定期的な情報・意見交換	35%	23%	9%	7%	3%	1%
研修、訓練等の共同実施	35%	41%	14%	10%	3%	3%
人事交流(市町村→海上保安本部)	0%	3%	0%	0%	0%	0%
人事交流(海上保安本部→市町村)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
海上保安庁職員OBの採用	0%	0%	0%	0%	0%	0%

海に面している団体においては、担当部署等の把握は規模に関わらず実施されているが、情報・意見交換や研修・訓練の共同実施については、小規模団体ほど取組が遅れている。

6 その他関係機関との連携

(1) 医療機関との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	94%	85%	93%	79%	74%	76%
定期的な情報・意見交換	41%	41%	21%	18%	8%	9%
研修、訓練等の共同実施	71%	56%	58%	32%	10%	9%

全項目に共通して、小規模団体での取組が遅れているが、情報・意見交換や研修・訓練の共同実施については特に大規模団体との差が大きくなっている。

(2) 保健所との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。
(複数選択可)

※ ここでは、保健所を設置していない市町村を想定している。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	82%	77%	93%	77%	73%	70%
定期的な情報・意見交換	35%	38%	19%	18%	9%	8%
研修、訓練等の共同実施	47%	51%	19%	14%	4%	3%
人事交流(市町村※→保健所)	6%	5%	2%	0%	0%	0%
人事交流(保健所→市町村※)	0%	5%	2%	0%	0%	0%

医療機関との連携とほぼ同じ傾向となっている。人事交流についてはどの規模においてもほとんど行われていない。

(3) 公共的機関・公益的事業を営む法人※1との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください※2。(複数選択可)

※1 災害対策基本法又は武力攻撃事態対処法に規定する指定公共機関及び指定地方公共機関に当たるものとなります。(例：電気、ガス、運送、放送事業者など)

※2 回答に際して、1、2については危機発生時に連携が必要となる団体と行っているか否か、3～4については一機関又は一法人でも該当があれば、○を付けてください。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
担当部署・担当者・連絡先の把握	100%	92%	98%	84%	72%	67%
定期的な情報・意見交換	53%	41%	28%	19%	7%	6%
研修、訓練等の共同実施	65%	56%	67%	32%	9%	6%
危機発生時の協力に係る取り決め	82%	62%	42%	33%	16%	8%

医療機関や保健所と同じ傾向ではあるが、大規模団体における実施割合が高くなっており、特に指定都市においては、8割の団体で危機発生時の協力に係る取り決めを結んでいる。

(4) 危機管理の専門家との危機管理に係る連携について、該当する欄に○を付けてください。(複数選択可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機発生時の協力の確保	29%	8%	5%	6%	4%	6%
定期的な情報・意見交換	35%	21%	2%	5%	2%	1%

指定都市・中核市では比較的取組が進んでおり、他の団体との差が明確になっている。

V 危機管理体制の点検・評価・見直し

危機管理体制の点検・評価・見直しに係る取組みについて、該当する欄に○を付けてください。
(複数回答可)

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
各部署における定期的な点検・評価・見直し	76%	59%	65%	40%	29%	35%
危機管理担当部署からの助言	59%	41%	49%	21%	12%	9%
危機管理担当部署による全庁的体制の定期的な点検・評価・見直し	71%	44%	44%	35%	30%	32%
外部の専門家、団体等による点検・評価・見直し	18%	8%	7%	3%	1%	1%

各種点検・評価・見直し・助言について、全体として小規模団体での取組がやや遅れている。
外部の専門家等による点検等は、いくつかの指定都市・中核市・特例市で取組が行われているが、多くの団体では実施していない。

VI 危機管理指針

危機管理指針※の作成状況について、該当する欄に○を付けてください。
(複数回答可)

※ 危機管理指針とは、危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に関して統一的な組織のあり方や、全庁的な対応方針等を示すものとします。

	指定都市	中核市	特例市	一般市	町	村
危機管理全般を規定する指針を作成	59%	36%	30%	20%	12%	11%
災害対策基本法、国民保護法等で対応できない危機についての指針を作成	41%	15%	26%	6%	3%	3%
現在作成中	0%	13%	2%	5%	1%	1%
作成する予定はある	0%	8%	7%	5%	4%	5%
作成する意向はある	12%	21%	40%	45%	49%	60%
作成する予定も意向もない	0%	15%	12%	23%	31%	21%

指定都市・中核市・特例市においては半数以上の団体が広い範囲の危機事案を扱う指針を作成済みである一方、一般市や町村においては、作成の意向はあるものの作成に至っていない団体が多くなっている。また、作成する意向もない団体も、町をはじめ一定の割合で存在する。